

# 平成 28 年度 事業計画

社会福祉法人 天理



## 平成28年度事業計画 (案)

### 1. 運営方針

社会福祉法人天理は明治43年4月1日天理養徳院開設に当たり初代真柱中山眞之亮様がお詠み下さった「人の子も我子もおなしこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人」を運営の基本理念としております。又、活動目標としては「朝起き、正直、働き」を掲げ、その実践に取り組みを行っているところです。

平成17年に天理養徳院、センターてんり、なごみの運営が宗教法人天理教から本法人に移管され  
てから、より一層の充実をはかるため、新たに天理教三重互助園、めばえ横浜保育園の運営を受け入れま  
した。また、平成26年度より地域の子育て拠点として、さざんかホームを開設しました。これらの関  
連事業の特性を活かしつつ施設間の連携を行ない、更には職員の専門知識の取得、信條教育の徹底につ  
とめることによって、基本理念の実践を目指したいと考えています。

### 2. 事業内容

#### (1) 第一種社会福祉事業

(イ) 児童養護施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

(イ) 児童家庭支援センターの経営

(ロ) 子育て短期支援事業の経営

(ハ) 障害福祉サービス事業の経営

(ニ) 保育所の経営

(ホ) 一時預かり事業の経営

(ヘ) 障害児通所支援事業の経営

(ト) 小規模住居型児童養育事業

3. 役員会・評議員会開催予定

月	会 議	内 容
5	理事会・評議員会	平成27年度事業報告、決算審議
11	理事会・評議員会	平成29年度事業活動計画案・予算案審議
2	理事会・評議員会	平成28年度補正予算審議

4. 役員・評議員名簿

(任期 平成27年4月13日～平成29年4月12日)

役 名	氏 名	役 名	氏 名	役 名	氏 名
理事長	岩谷富太郎	評議員	永尾信雄	評議員	竹村由香里
理 事	永尾信雄	"	高見宇造	"	本山雅巳
"	高見宇造	"	孫入静穂	"	石前修
"	土佐英代	"	寺田和佳子	"	田中博
"	孫入静穂	"	八木三郎	"	中西幸雄
"	八木三郎	"	市川守廣	理 事(6) 監 事(2) 評議員(13)	
監 事	渡邊一城	"	久保悟		
"	喜多直記	"	中井健治		

# 平成 28 年度 事業計画

児童養護施設

天理養徳院



## 平成28年度事業計画（案）

### 1. 運営理念

児童養護施設 天理養徳院（以下「当院」）は、天理教の教えに基づき、社会的養護を必要とする児童に対し、安心と信頼をもった生活環境の中で、保護者に代わって養育し、心身ともに健全な社会人として自立した生活を送る能够ないように支援し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う事を目的とする。目的遂行の為、以下の基本理念、基本信条に沿い、全国児童養護施設協議会倫理綱領を遵守し、児童養護の実践を行うものとする。

#### （1）基本理念

「人の子も我子もおなしこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人」

この言葉（和歌）は、当院開設にあたり、天理教初代真柱 中山眞之亮 様より、当時の職員へ向けて詠まれたものである。その意味は「人の子も、わが子もおなじ心をもって、へだてなく教え育ててほしい。この道を歩む人々よ。」と解することができる。

#### （2）基本信条

子ども達が実践し、職員が指導する上での、最も基本的な活動目標が、「朝起き、正直、働き」という3つの基本信条である。

朝起き	○早寝・早起きの出来る、元気でけじめのある子になります。 ◇職員は、日課を正し、安定した暮らしを提供しましょう。
正 直	○素直な心で、自分のすべきことができる子になります。 ◇職員は、自分の言動に責任を持ちましょう。
働 き	○まわりの人と仲良くたすけ合える子になります。 ◇職員は、チームで協力し、たすけ合う姿を子どもに見せましょう。

### 2. 基本方針

#### （1）権利擁護

天理教の教えに基づき、児童を無差別平等に接し、児童一人ひとりの権利を尊重し、養護を行う。

#### （2）小舎・担当住込み制

基本理念に基づき、児童一人ひとりが、身近な職員と、家庭的で小規模な生活単位において起居を共にし、良好な信頼関係を築き、安心・安全の生活が出来るよう努める。

#### （3）自立支援

基本信条に基づき、児童一人ひとりが自立に向けて、希望を持って取り組めるよう、日常生活の中で、自立心、責任感、協調性を養えるよう努める。

#### （4）地域貢献

明治43年より続く永年の児童養護実践を生かし、子育ての専門性を地域に発信する、子育て支援の拠点としての役割を担うとともに、地域と共にし、子ども達が夢と希望を持って地域生活を実現できるよう努める。

### 3. 施設の概要（平成27年10月1日現在）

○施設名：天理養徳院

○種別：児童福祉法による児童養護施設

○設置主体：社会福祉法人 天理（理事長：岩谷 富太郎）

○施設長：久保 悟

○開設：明治43年4月1日

○児童定員：【本体】60名 【分院】12名 【合計】72名

○所在地：【本体】奈良県天理市別所町715番地3（平成4年4月より）

【分院】奈良県天理市三味田町341番地3（平成6年4月設置）

○ホーム数：【本体】8ホーム 【分院】2ホーム 【合計】10ホーム

○敷地面積：【本体】11,945.65m<sup>2</sup> 【分院】1,220.94m<sup>2</sup>

○建物面積：【本体】5,336.52m<sup>2</sup> 【分院】408.32m<sup>2</sup>

○設備：【本体】鉄筋コンクリート2階建5棟

・児童棟2棟（児童居室、職員住込み部屋、キッチン、食堂、居間、浴室、トイレ、倉庫、外部トイレ）

・炊事場棟1棟（炊事場、食品倉庫、遙拝室、散髪室、トイレ、職員談話室、タイムアウトルーム）

・事務所棟1棟（院長室、応接室、相談室、図書室、医務室、静養室、資料室、倉庫、食堂、トイレ）

・研修棟1棟（地域交流室、研修室、ブレイルーム、親子宿泊室、講堂、倉庫、併設施設事務所他）

【分院】木造1階建1棟、鉄筋コンクリート1階建2棟

・児童棟2棟（児童居室、職員住込み部屋、キッチン、食堂、居間、浴室、トイレ、遙拝室）

・事務所棟1棟（事務所、居室、キッチン、食堂、浴室、トイレ）

○配置職員：施設長、事務長、主任保育士、基幹的職員、家庭支援専門相談員、

個別対応職員、保育士、児童指導員、生活指導員、栄養士、調理員、

看護師、心理相談員、里親支援専門相談員、事務員、家事支援員、嘱託医

○嘱託病院：天理よろづ相談所病院

○実施事業：小規模グループケア事業（本体8ホーム中6か所）

地域小規模児童養護施設（分院2ホーム中2か所）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業）

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム さざんかホーム）

※ファミリーホーム さざんかホームの概要

・開設：平成26年6月1日

・定員：5名（※原則として女子児童）

・所在地：奈良県天理市西長柄町376番地1

・ホーム数：1ホーム

・敷地面積：212.42m<sup>2</sup>

・建物面積：110.29m<sup>2</sup>

・設備：鉄筋コンクリート2階 4LDK

・配置職員：管理者（養育者）、補助員

○併設施設：社会福祉法人 天理 事務局 児童家庭支援センター てんり

指定障害福祉サービス事業所 なごみ

#### 4. 平成28年度の重点項目

##### (1) 食育の展開

- ①平成27年度に引き続き、全食ホーム内調理の継続的な実施
- ②献立決め、材料購入、調理をすべてホーム単位で企画する自由企画食の増加
- ③調理スキルの向上（職員の料理勉強会の実施、料理コンテストの実施）

##### (2) 様々な学習の推進

- ①学習指導の向上…学習ボランティア・塾の活用、職員の学習指導勉強会実施
- ②性教育…職員の性教育勉強会実施、性教育に関する男子会・女子会の開催

##### (3) 児童の自立支援

- ①リービングケアの充実…SST、はじめての一人暮らし勉強会の実施
- ②アフターケアの充実…陽睦会70周年記念行事、退所児童の名簿整理、  
アフターケア窓口の設置及びアフターケア記録の活用

##### (4) 職員の働きやすさ向上

- ①職員の専門性向上…研修の積極的参加、外部講師、キャリアアップシステムの検討
- ②福利厚生の向上…住込み者休憩室の確保、親睦スポーツ大会実施、資格取得の奨励
- ③労務改善…超過勤務手当の活用、勤務ローテーション改善、長期休暇中の勤務改善

##### (5) 環境面の向上

- ①改修・修繕の定期的実施…外壁塗り替え、電灯のLED化、児童用自転車の購入、  
公用車両の購入検討、外部トイレの段階的改修検討
- ②防災・防犯の向上…各ホーム防災リュック購入、防犯カメラ増設、  
さまざまな場面を想定した防災訓練の実施

##### (6) その他

- ①第三者評価の実施…各種マニュアルの見直し、各種様式の見直し
- ②児童管理システムの活用…記録マニュアルの策定、記録に関する管理規定の作成
- ③対外窓口の一本化…入所アセスメントの実施
- ④天理養徳院「家庭的養護推進計画」の見直し
- ⑤職員採用システムの見直し…実習指導の活用、HPの活用、採用前実習の実施

## 5. 実践内容

### (1) 養育・支援の質の向上

#### ①養育・支援の基本

- i. 開設の理念に基づき、わけへだてなく子どもを受け止め、支援を行う。
- ii. 安心・安全の生活を子どもに保障し、児童・職員全員が帰属感を持ち、子ども達が主体的に、より良い生活を実現できるよう、計画に基づいたホーム運営を行う。
- iii. 発達に合わせた遊びや学びの場を保障する。
- v. 基本信条に基づき、基本的生活習慣の確立と、社会性が身に付くよう、支援する。

#### ②食生活

毎日の「食事」は、身体的な栄養の場というのみでなく、自然の恵みや、食材の提供に携わる方々への感謝の心を育み、食事を通して、児童・職員が顔を合わせることで、心の交流を行う事もできる。当院は、天理教の教えに基づき、ホーム単位での食事作りを基本とした食育の実践を行い、充実した食生活を実現する。

- i. ホーム単位での、安心・安全な食事を提供する。
- ii. 健全な身体作りを、栄養面からサポートする。
- iii. 「食」を通して、文化やマナーなど、適切な知識を教える。

#### ③衣生活

衣服は、環境から自分の身を守ることに合わせて、児童が自己表現する上で重要な手段となり、場に合わせた衣服を着る事で、また、職員がモデルを見せてることで、社会性を身に付けることができる。衣生活を通して、児童の自立支援を行う。

- i. 常に清潔で、身体や季節に合い、ほころびが無い等、適切な衣服を提供する。
- ii. 着衣や整理、修繕など、発達に応じて、衣習慣が身に付くよう支援を行う。
- iii. 個性を尊重し、衣服選びの際の自己決定の機会を提供する。  
・ 年間2回（夏季1万円・冬季1万3千円）、季節に応じた被服購入の機会を設ける。

#### ④住生活

開設の理念に基づき、当院に入所する児童が、安心して安全に暮らせる家庭的な環境実現に向けて、取り組みを行う。

- i. 施設内を綺麗に保てるよう、環境美化に努める。
- ii. 小規模で家庭的なホームを基本に、児童一人ひとりの安心できる環境を提供する。

#### ⑤健康と安全

- i. 医療的ケア担当職員（看護師）を中心に、児童・職員の健康管理を行う。
- ii. ホーム毎に、発達に合わせて、健康管理や衛生管理が行えるよう、支援する。
- iii. 理美容の係を中心に、地域の美容室と連携を図り、定期的に理美容を行う。
- iv. 計画的に事故防止の取り組みを行う。※「(5) 安全対策の充実」に詳細を記載する。

#### ⑥性に関する教育

- i. 児童が日常生活の中で、性や身体に関する疑問や悩みに対して、正しい知識を得ることができるよう、児童と同性の職員を担当として配置する。
- ii. 児童や職員が、性に関する正しい知識を得ることができるよう、資料を整備する。
- iii. 児童向け、職員向けの、性に関する研修会を、必要に応じて実施する。
- iv. 看護師を、性教育の係として位置づけ、児童や職員の性に関する相談に対応する。

⑦自己領域の確保

- i. ホーム毎に、居室や所持品など、個人所有の物やスペースを確保する。
- ii. 児童の成長に関する記録を適切に管理し、活用する。

⑧主体性、自立性を尊重した日常生活

- i. 子ども自治会や、各ホームミーティングなど、児童が自分たちの生活や、学習、余暇活動について、主体的に考えることができるような機会を確保する。
- ii. 子どもの発達に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身に付くよう支援する。  
・毎月の小遣い

学年	幼児	小学生 1~3年生	小学生 4~6年生	中学生	高校生
支給額	500円	800円	1,000円	2,500円	5,000円

・正月の小遣い（お年玉）

学年	幼児	小学生	中学生	高校生
支給額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円

・その他、大祭小遣い（1月26日、4月18日、10月26日に500円支給）、修学旅行用小遣い、遠足・文化祭参加等小遣いを、必要に応じて支給する。

⑨学習・進学支援、進路支援等

- i. 児童の学習・進路・進学・就職支援に関する担当者を整備し、学習支援・進路支援・進学支援・就職支援ができるように、取り組みを行う。
- ii. 児童の発達に合わせた学習・進路指導ができるよう、また、児童が「最善の利益」にかなった進路の自己決定が出来るよう、保護者、学校、子ども家庭相談センターとも十分に連携を図り、支援する。

⑩行動上の問題及び問題状況への対応

- i. 個別対応職員を中心に、問題行動等への対応方法を整備し、問題行動が起きた際の詳細や対応方法を、適切に記録及び保管する。
- ii. 家庭支援専門相談員を中心に、保護者対応マニュアルを整備する。
- iii. 全児童が安心して生活できる環境づくりを行う。

⑪心理的ケア

- i. 心理療法を行うまでのカンファレンスの実施と、自立支援計画の策定を行う。
- ii. 心理相談員や直接処遇職員に対し、心理療法や心理的ケアに関する研修会を、適宜実施（もしくは参加）する。

⑫養育の継続性とアフターケア

- i. 家庭支援専門相談員を中心に、退所や措置変更後の児童からの相談等に対応する。
- ii. アフターケアを実施した内容を、適切に記録及び保管する。

## (2) 家族への支援の充実

### ①家族とのつながり

- i. 家庭支援専門相談員を、独立した専門職として配置するとともに、家庭支援専門相談員を中心に、保護者対応マニュアルを整備する。
- ii. 家族再統合に必要な、「親子宿泊室」の場所や使用ルール等を整備する。

### ②家族に対する支援

- i. 「入所のしおり」を用いて、院のルール等を、保護者に説明する。
- ii. 必要に応じて、保護者に対して、ペアレントトレーニングを実施する。
- iii. 家庭訪問や電話相談など、外泊中や退所後の保護者支援を実施する。

## (3) 自立支援の充実

### ①アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- i. 家庭支援専門相談員を中心に、入所アセスメントを整備する。
- iii. 入所アセスメントに基づき、定期的に児童自立支援計画を策定する。

### ②子どもの養育・支援に関する適切な記録

- i. 記録の書き方、語句の表記の仕方、文書の保存、及び廃棄に関する規定を整備する。
- iii. 児童管理システムを活用する。(平成28年1月より本格的実施)

## (4) 権利擁護の実行

### ①子どもの尊重と最善の利益の考慮

- i. 運営理念に基づき、子どもの尊重や基本的人権への配慮について職員研修を行う。
- ii. 職員の、児童への関わりについて、スーパービジョンを受けられる体制を整備する。
- iv. プライバシー保護や守秘義務に関する規定を整備する。
- v. 信教の自由を保障するとともに、入所の際に、当院の理念や天理教の教えに基づく養育を実施していることを、十分に説明し、理解をえる取り組みを行う。

### ②子どもの意向への配慮

- i. 自治会やホームミーティングを開催し、児童の意向把握に努める。
- ii. 各学校の保護者会に出席し、各学校とも連携を図る事で、児童の意向把握に努める。

### ③入所時の説明等

- i. ホームページや「入所のしおり」など、施設の内容を公開する媒体を整備する。
- ii. 家庭支援専門相談員を中心に、入所時の対応を適切に行う。
- iii. 「入退所マニュアル」を整備し、入所児童が安心して生活を始められるよう支援する。

### ④権利についての説明

- i. 児童相談所の「権利ノート」に基づき、入所時に、児童へ権利について説明する。
- ii. 「生活のしおり」を作成し、児童に対して配布及び説明を行う。

### ⑤子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- i. 苦情や意見、相談の窓口について、子どもが見て理解できる媒体を整備する。
- ii. 意見箱を設置し、児童への意見等に関して、院長を中心に、適切な対応を行う。
- iii. 苦情解決の体制を整え、苦情の有無や苦情解決内容を公表する。

⑥被措置児童等虐待対応

- i. 天理教の教えに基づき、お預かりしている児童の健全な育成を目指し、体罰や人格を辱める行為は決して認めず、体罰等を伴わない効果的なしつけを徹底する。
- ii. 被措置児童等虐待対応マニュアルを整備する。

⑦他者の尊重

- i. 「一れつきようだい」という天理教の教えに基づく養育実践を行い、職員は児童の良きモデルとして、児童やチーム職員に対して常に相手を思いやる言動を心掛け、児童一人ひとりに他者を尊重する心が育まれるよう、支援する。
- ii. 「ふれあい広場」の開催や、各種招待行事の参加により、自分とは異なる年齢や性別、発達状況、健康状態、障害、人種等、様々な方々とのふれあう場面を設定する。

(5) 安全対策の充実

- ①事故、感染症の発生時など、緊急時の子どもの安全確保の為に、院として危機管理マニュアルを整備し機能させるとともに、事故等が発生した際の記録を適切に行う。
- ②様々な災害を想定し、定期的な防災訓練や、職員を対象とした、安全対策に関する研修会を実施し、子どもの安全確保のための取り組みを行う。
- ③遊具や自転車、公用車、院内設備の安全確認を定期的、継続的に実施する。

(6) 地域支援の充実

- ①県、市町村、児童相談所、学校、医療機関、県内の他施設など、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員を中心に、連携を行う。
- ②日常的な関わり（挨拶や行事参加など）を基本に、職員は積極的に、P T A等の保護者会や、子ども会の役員など、地域の役割を担うとともに、院内に地域の方を招く取り組みを行い、地域との交流を図る。
- ③児童家庭支援センターてんりと協働し、子育て支援（ショートステイ等の受け入れ）や里親支援（家庭訪問やおしゃべり広場開催等）を積極的に実施する。

(7) 職員の資質向上

職員の階層別に、「研修計画」を策定し、職員の教育・研修を行う。

階層別	主な研修目的
5 管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者としての役割を自覚する</li> <li>・組織の維持管理に関する知識や技術を高める</li> <li>・総合的判断力や課題・戦略形成能力を高める</li> <li>・福祉の推進役としての力量を高める</li> <li>・危機管理</li> </ul>
4 上級職員 (指導的・専門的職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導的・専門職としての役割を自覚する</li> <li>・高度な専門的知識・技術を習得する</li> <li>・サービスの企画力や評価力を高める</li> <li>・職員指導・研修に関する知識・技術を高める</li> </ul>
3 中級職員 (4~5年まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践的な問題解決能力を高める</li> <li>・最新の知識、技術を習得する</li> <li>・専門性の深化を図る</li> <li>・応用力・創造力を高める</li> </ul>
2 初級職員 (2~3年まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家としての自己の確立を図る</li> <li>・実践的知識、技術を習得する</li> <li>・専門職としての職能を確立する</li> <li>・専門性の拡大を図る</li> <li>・職業観の確立を図る</li> </ul>
1 新任職員 (1年未満)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スムーズな職場適応を図る（心理的不安などへの対応）</li> <li>・社会人、組織人としての自覚を養う</li> <li>・基礎的態度、知識、技術を習得する</li> <li>・専門性の基礎づくりを行う</li> </ul>

(8) 施設運営の質の向上

①運営理念、基本方針に基づいて策定された事業計画を、周知・徹底する。

②中・長期計画の見直しを行う。

③院長の役割について、院長自らが研鑽するとともに、年度初めに、院長の役割を、職員に周知徹底する。

④次年度の計画策定に向け、数値的な施設運営の目標値や課題を把握し、計画に反映する。

⑤事務長、各部署責任者を中心として、職員のモチベーション向上や有給休暇消化率の改善、時間外勤務の従事状況把握に努める。

⑥社会貢献、後進育成、職員の専門性及び資質向上など、実習を受入れるまでの目的を明確にし、計画的に各種実習の受け入れを行う。

⑦標準的な実施方法の確立として、「生活のしおり」「養育実践項目」「各種マニュアル」の整備を行うとともに、本年受審する第三者評価においても、当院の取り組み内容の理解を得られるように努める。

### (9) 行事等活動計画

当院はより家庭的なケアを目指す上から、日常生活やその延長にある誕生日会やレクリエーション、外食など食事の充実は、それぞれのホーム単位で事業計画に盛り込み、実施する。

#### ①年間の行事等活動計画

月	i. 行事	ii. 食育	iii. 職員研修
4月	・創立記念行事 ・陽睦会総会 ・教祖御誕生祭 ・天理教婦人会総会 ・全教一斉ひのきしんデー	・開設記念メニュー ・教祖誕生祭メニュー ・入学等お祝いメニュー	
5月	・こどもの日飾り	・こどもの日メニュー ・GW行楽メニュー	・県内施設見学 ・県心理職員事例検討会 ・CSPトレーナー研修会
6月	・体育祭		・各学校との合同研修会 ・近養施設研究協議会 ・奈児連新任研修会 ・特定給食施設関係研修会
7月	・七夕飾り ・プール招待 ・臨海訓練 ・スポーツ大会予選 ・こどもおぢばがえり	・七夕メニュー、 ・土用丑の日メニュー ・流しそうめん	・四県市交流職員研修会
8月	・本島海水浴 ・各学校交流会 ・奈児連スポーツ大会 ・野球大会 ・成人塾 ・天理教学生生徒修養会	・夏休みメニュー	・施設連盟職員研修会 ・奈児連職員研修会
9月	・ふれあい広場 ・御靈祭(墓地参拝)	・十五夜メニュー ・秋の味覚 ・御靈祭メニュー	・西日本セミナー ・県心理職員事例検討会 ・SBI職員研修会
10月	・秋季大祭 ・天理教青年会総会	・秋季大祭メニュー、 ・秋の味覚	・奈児連県外研修 ・県外施設見学 ・近養職員研修会 ・日本子ども虐待防止学会
11月	・天理教女子青年大会 ・モンゴル舞踊団招待	・BBQ	・全養施設長研究協議会 ・施設連盟全国大会 ・小舎制養育研究会研修 ・子どもの虹給食研修会
12月	・成人塾 ・もちつき大会 ・大掃除及び正月飾り ・年末御礼参拝	・年越しメニュー ・冬至メニュー	

1月	・本部元旦祭 ・院元旦祭 ・お節会 ・春季大祭	・春季大祭メニュー ・お節会料理 ・七草粥	・全養FSW研修会
2月	・節分行事 ・アートコミュニケーション ・感謝祭	・節分メニュー ・感謝祭メニュー	・全養中堅職員研修会 ・奈児連職員研修会 ・県心理職員事例検討会 ・感染症危機管理研修会 ・子ども養育研究会総会
3月	・ひな祭り(ひな飾り) ・各学校卒業祝賀会	・ひな祭りメニュー ・春分の日メニュー ・卒業祝いメニュー	・新任採用研修 ・SBI職員研修会

②その他、定期的に実施する行事等活動

- i. 会議として、職員会議、処遇会議、事務連絡会、給食会議を毎月実施する。
- ii. 防災訓練として、様々な場面を想定した避難・通報訓練を毎月実施する。また、6月と12月には総合防災訓練を実施し、訓練の中で消火訓練も実施する。
- iii. 信条教育の一環として、毎月初め（8月を除く）に職員の月例参拝、そして月例行事を実施する。
- iv. 里親支援の一環として、毎月第2木曜日に、里親情報交換会「おしゃべり広場」を実施する。

以上

# 平成 28 年度 事業計画



指定障害福祉サービス事業所

な ご み



## 平成28年度事業計画(案)

### 1. 事業目的

社会福祉法人天理の運営方針に基づき、知的や発達に障害がある、また、障害はなくても育てにくさのある1歳から18歳の子どもを対象に、一人ひとりにあった療育を計画・提供し、より必要な支援を行う。又、子育てに不安を感じている保護者に寄り添い、共に、個々に合った対応方法を見つけてだし、子どもが安心して育つ様に支援していく。

お言葉に、「育てば育つ 育ては誠 誠は修理 修理は肥やし」(おさしづ M23. 6. 24) があるが、このお言葉はスタッフにとって深く心に留まるお言葉である。「十分に育ってもらいたいとの誠の心で日々接していくことは、作物を手厚く世話して肥を施すのと同じで、そのまごころは子どもにも通じ、神様に通じて、育てる人も育てられる子どもも、神様のご加護により素晴らしい結果を見せていただける」と理解させていただき、スタッフの心の指針として療育に励みたいと考えている。

### 放課後等デイサービス・短期入所事業

### 2. 事業方針

- ①子ども達自身が、さまざまな事がらに主体的に関わり、人間として尊重され、安らげる場、楽しめる場、向上できる場になることを目指す。
- ②子ども達のもつ特性や障がい・生活の実態に応じて療育を立案・提供し、生活リズムや基本的生活習慣の確立、集団生活への参加など、発達上必要な援助を行う。
- ③保護者と連携しながら子ども達の育ちを援助し、子育てのパートナーとしての役目を果すと共に、家庭における育児の上に、知識や技術を身につけていただけるよう働きかける。又、保護者の心に寄り添い、時には家庭の事情を考慮した援助や、レスパイトサービスの役割も果たす。
- ④事業の実施に当たっては、県、各市町村、及び福祉関係機関、児童福祉施設、幼稚園、保育所などと連絡調整を行い、総合的なサービスの提供に努める。
- ⑤前四項のほか、「奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月奈良県条例第35号) 及び「奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月奈良県条例第37号) に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### 3. 利用について

- ①対象 学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学していて、受給者証を持っている子ども。  
※ 受給者証とは  
サービスを受ける上で、市町村が定めたサービスの種類、支給期間、支給量、利

用者負担額などの情報が記載されたもの。

- ②開所日 火曜日、及び夏季（8月12日～16日）、年末年始（12月28日～1月3日）の休業日を除く毎日。
- ③開所時間 放課後等デイサービス 10時～18時 児童短期入所 18時～翌10時
- ④定員 放課後等デイサービス 10名 児童短期入所 3名
- ⑤受付 利用や見学の希望があった保護者に対して、当事業所の概要説明を行う。
- ⑥事前面接 緊急の場合を除き、初回利用以前に当該児童及び保護者に対して事前面接を行い、サービス実施に関する必要な事項を聴取する。（2回目以降についてはこれを行わないが、初回利用以降3年を経過して新たにサービスを利用する場合や、児童の心身の状況や家族環境の変化などが生じた際には、再度事前面接を行う）
- ⑦契約 当事業所におけるサービスの内容、重要事項等を説明し、契約を行う。
- ⑧利用 利用受付は利用希望日の属する月の前月1日より開始する。
- ⑨送迎 面別で日にちを指定し、送迎サービスを行う。

#### 4. 取り組み

##### ①「放課後等デイサービス」

個別支援計画に基づき、以下の療育を行う。

###### ※ 個別支援計画とは

契約が成立した保護者と共に学校、その他の関係機関とも連携し、作成する支援計画。その後ケース会議を経て、2学期にはモニタリング、年度末には総合評価を作成する。作成したものについては保護者に承認を得る。

###### ○生活支援

- ・発達に応じて基本的生活習慣を確立するよう支援する。

###### ○設定活動

- ・運動遊び、製作遊び、音楽遊び、言葉遊び、生活スキルなどから活動案を作成し、日々一定の時間、一斉活動を行う。また、非常勤講師、ボランティアを迎えての活動もこれに含む。

###### ○自由遊び

- ・個別に取り組みはじめた遊びに働きかけ、自由遊びが充実するよう支援する。

###### ○就労準備

- ・高校生の児童を対象に、就労に向けた知識やスキルが身につくよう支援する。

##### ②「児童短期入所事業」

保護者の事情によって家庭での子育てが一時的に困難になった場合、又は自立に向けた訓練のために児童を一時入所させ、支援を行う。

## 5. 生活日課

日 課		
短期入所	時間	放課後等デイサービス
起床	7 : 0 0	
朝食	7 : 3 0	
登校（平日）	8 : 3 0	
自由遊び（休日）		
降所・お迎え	1 0 : 0 0	登所（休日）
※引き続きデイサービスを利用。	1 2 : 0 0	自由遊び
	1 3 : 3 0	昼食
	1 4 : 0 0	自由遊び
	1 5 : 0 0	スクールバスで来所
登所・夕食	1 8 : 0 0	全体活動
入浴	1 9 : 0 0	おやつ
自由時間		自由遊び
就寝	2 1 : 0 0	お迎え

## 6. 保護者対応

- ①日々の利用記録や定期的にブログで活動の様子を更新したり、「なごみだより」を配布することで、保護者により深くなごみを理解してもらえるよう努める。

## 7. 設備・職員

事務室（1） 指導訓練室（1） 居室（3） 廉房（1） 食堂（1） 浴室・脱衣室（各1）  
トイレ（3）  
管理者（1） 児童発達支援管理責任者（1） 保育士（3） 指導員（5） その他若干名

## 8. 食事提供

- ①朝食・夕食に限り、事業所内の厨房で調理された食事を提供する。  
②昼食を必要とする場合は、利用者に持参してもらうか、食事業者へ発注をする。

## 9. 事務

- ①利用者負担額などの受領事務

各市町村によって支給決定時に定められた負担額及び食費、日用品費などの実費を利用者より徴収する。この際、市町村が利用者に対して定めた月毎支給量の残量を明示する。

- ②通所給付費、介護給付費請求事務

利用した翌月10日に各市町村へ利用費の請求を行い、利用費を代理受領する。（原則として請

求した月の月末まで)。短期入所は障害区分によって差がつけられる。

③利用者からの相談、苦情処理に関する業務

常に児童の心身の状況や家族環境などの把握に努め、必要な助言などを行う。また、苦情解決の窓口、担当者などを利用者に示し、権利擁護に努める。

④事業統計の作成

年間活動状況を統計処理することで、利用者のニーズや事業効果を正確に把握し、より良い運営を図る。

## 10. 安全対策

①非常時災害対策

非常時災害に関する具体的な計画を立て、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、定期的に連絡、避難、救出、その他必要な訓練を行う。また、緊急時における法人内職員のバックアップや、非常時災害の時の避難・誘導の支援体制を確保する。

②医療機関の協力

医学的治療を必要とする緊急時には、天理よろづ相談所病院(小児科・他)への協力を求める。

③感染症の予防

感染症に関する知識を習得し、予防に努める。また、感染症流行時には利用受け入れに関する制限を行い、事業所内での感染を防ぐ。

④防犯対策

防犯カメラの活用や施錠の徹底を行い、不審者の侵入に対する危機管理を行う。

## 11. 関係機関との連携

①子どもへの理解を深めるため、二階堂養護学校、各特別支援学級、他事業所等の関係機関と綿密な連携を保つ。

## 12. 広報

①パンフレットの配布などにより、各市町村や関係機関窓口を通じて事業の概要を公表し、また、なごみ独自のホームページを活用して、地域に広く理解を求める。

## 13. 人事管理

①施設長並びに主任を中心として、それぞれの職員が力を発揮できるよう、職務内容や従事状況の把握に努め、組織的な事業運営を図る。

②人事考課を実施する。

## 14. 研修

①職員の資質向上を目的に、事業所内外における研修を実施する。

## 15. 平成28年度以降の重点目標

- ①地域の学校へ通う児童の受け入れ。
  - ・現在は二階堂養護学校へ通う児童の受け入れが中心となっているが、療育手帳を持たず地域の学校へ通っている児童（主にほっとの卒園児童）の受け入れを強化し、支援していく。
- ②送迎サービスの開始。
  - ・以前から強く要望のあった送迎サービスを開始する。車両配備の都合上、平成28年度は1台の車両で方面別に日にちを定めて送迎を行う。
- ③事務所の増設。
  - ・事業の拡大に伴い職員数が増え、事務所が手狭になっている。現状の倉庫を第二事務所として改修工事を行い、職員の働きやすい環境を整えたい。





## 平成28年度事業計画(案)

### 1. 事業目的

発達の遅れや強いこだわりがあるなど、成育状態に不安を感じさせる子ども達が増えている近年、小さいうちから療育を行い、健全な育ちを支援していく場が求められている。当施設は、その要望を受け、昨年11月に発足した。子ども達が楽しんで遊びに取り組み、その内で内在している力を發揮し、成功体験の積み重ねから自尊感情を育てることで、友だちと繋がり、集団生活の楽しさを知り、生活のリズムを身に付けていくよう支援していくことを目的としている。

### 2. 事業方針

- ① 子どもがありのままの姿を發揮し、遊びを通して少しずつ周りに気付き、環境を生かしながら色々な力を身に付けていくよう支援していく。
- ② 基本的生活習慣については、各々の発達に合わせた指導をし、子どもが生活面での自立を喜ぶ気持ちが持てるよう導く。
- ③ 小集団での遊びを通してお互いに刺激し合い、活動の幅を広げ次第に友だち同士繋がり合えるよう導く。
- ④ 母子分離で療育を進め、子ども達の自立心を育てる。
- ⑤ 保護者と共に子どもを見つめ、共に学び合って、その子の特性に応じた子育てができるよう援助し、保護者が子育てに希望をもって臨めるよう支援する。

### 3. 利用について

- ① 対象：1歳から就学前の受給者証を持っている子ども。
- ② 開所日：土・日・祝日、及び夏季（8月12日～16日）、年末年始（12月28日～1月3日）の休業日を除く毎日。
- ③ 開所時間：9時～15時30分
- ④ 定員：10名
- ⑤ 受付：広報や紹介等により、児童発達支援事業に興味・関心を持ち、問い合わせのあった保護者に対して事業の概要説明を行う。
- ⑥ 面接：面接及び体験利用等を通して、子どもの発達状況を確認する。
- ⑦ 契約：当事業所におけるサービスの内容・重要事項等を説明し契約を行う。
- ⑧ 利用：学齢や発達ごとにクラス分けを行い、週に1～2度通所する。

#### 4. 取り組み

##### 【療育の形態】

###### ① 小集団療育（午前療育）

- i. 小さな集団から大きな集団に入る為（就園）の準備段階としての活動を行う。
- ii. 少人数の友だちとの関わりから少しずつコミュニケーション力を培う。
- iii. 1~2歳児クラスは利用回数を週2回に増やし、子どもにはよりきめ細やかな療育を行い、保護者とも密に連携しながら理解を深めてもらう。

###### ② 並行通園（午後療育）

- i. 普段は幼稚園・保育所・託児所等に通い、週1回ほっとで過ごす。年少・年中児は欠席か早退してもらっての来所。年長児は弁当なしの日に来所。
- ii. 就学を意識し、ルールを守ることや友だち同士の関わりに重点を置く。

###### ③ 個別療育

- i. 一人ひとりに応じた課題を行う。主に就園・就学準備。

##### 【療育の柱】

- ① 身体の感覚を育てる。
- ② 運動遊びで体を育てる。
- ③ 社会性を育てる。
- ④ 生活習慣を身に付ける。

##### 【療育内容】

###### ① 感じて遊ぼう。

###### ・触る遊び

いろいろなものの感触を楽しむ（冷たい、熱い、べトベト、力チカチ等）

###### ・聞く遊び

聞くことを意識する（音当て遊び等）

###### ・見る遊び

見る（観察）ことを意識する（形、色、大きさ等）

###### ② 動いて遊ぼう。

###### ・自分の身体の感覚を知る遊び（揺れる、滑る、渡る等）

###### ・大きく動く遊び（粗大運動…走る、跳ぶ、お相撲等）

###### ・細かく動く遊び（手・指を使った細かい動き…切る、折る、貼る等）

###### ③ 一緒に遊ぼう。

###### ・ことば遊び（語彙を増やし、言葉を育む遊び…絵本読み等）

###### ・人と関わる遊び（人と関わる楽しさを知る遊び）

###### ・ルールのある遊び（ルールを知り、守って遊ぶ楽しさを知る遊び等）

※ 障がいのある子どもについて、将来の自立と社会参加に向けた遊びや学びの充実を図る事が必要である。障がいの状態や特性を踏まえた遊具・教材を効果的に活用し適切な支援を行い、安全面を配慮した環境調整は整えつつ、遊具・教材等は十分整えていきたい。感覚を刺激する感覚統合器具、運動機能を伸ばす遊具、微細な手先の発達を促す教材（パズル教材、ペグ等）、視覚的教材（絵本、視聴覚教材等）など必要に応じて充実させていきたい。

#### 【療育計画】

- ① 年間・月間計画書を作成し、それを基に日々の療育計画書を作成する。
- ② 療育日毎に療育計画書を作成し、それに基づいた内容で進めるが、子どもの様子により、隨時臨機応変に変更していく。
- ③ 療育後、療育計画書にその日の反省や子どもの様子を個別に記入し、記録して保管する。
- ④ 随時、職員間で子どもの様子を話し合って把握したうえで計画する。
- ⑤ 年に2回保護者への聞き取りを行った上で、相談支援からの計画書と合わせて目標設定をし、個別支援計画書を作成する。

#### 5. 開所日及び活動の流れ

##### ○ 開所日

療育時間	月	火	水	木	金
9:30～11:30	(1～2歳学齢)	1～2歳学齢	会議	1～2歳学齢	1～2歳学齢
13:30～15:30	(個別療育)	年少・年中児	年長児	個別療育	個別療育

##### ○ 療育活動の流れ

午前療育	療育内容	午後療育
9:00	登所、準備、排泄、手洗い、体調確認	13:00
9:30	自由遊び	13:30
10:00	はじまりの会	14:00
	設定遊び	
10:30	排泄、手洗い	14:40
	おやつ	
	自由遊び	
11:15	準備、おかえりの会	15:20
11:30	降所	15:30

## 6. 保護者対応

- ① 保護者待機室の環境を整え、保護者同士が親しくなるれる場を提供する。
- ② 子どもの様子や療育プログラム等を記載した「ほっとだより」を2ヶ月に1回発行、また、隨時お知らせを配布し、療育や子どもへの理解に繋げる。
- ③ 日頃から個別療育相談を実施し、保護者が必要と思われる療法士・教育専門家を交えた勉強会・母親講座を隨時開催、保護者向け（発達障がいに関する情報・ペアレント等）の講演・講習会情報を隨時提供していく。

## 7. 設備・職員

指導訓練室（1） 事務室（内設） テラス（1） トイレ（1） 保護者待機室（主に地域交流室）

管理者・児童発達支援管理責任者兼任（1） 常勤保育士（2） 非常勤保育士（1）



## 8. 連携

行政機関、相談支援事業所、各保育・幼稚園・、小学校、他事業所、療育専門機関との連絡を密にしていきながら、利用計画・個別支援計画を元にケース会議等を開催し、必要な情報交換や支援対策を構築していく。

## 9. その他

① 事務、広報、人事管理、研修については、放課後等デイサービス・短期入所と同様とする。

② 年間行事

月	行事	月	行事
4月		10月	どんぐり拾い、ハロウィン会
5月	こいのぼり製作	11月	落ち葉拾い
6月	七夕飾り製作	12月	お楽しみ会
7月	プール、七夕流しそうめん	1月	お正月の遊び
8月	プール	2月	節分
9月	避難訓練	3月	卒園製作、卒園遠足



# 平成28年度 ほつと年間療育計画書

月	ねらい、配慮	健 康 作 り	療 育 内 容	行 事	
				食育・クッキング活動(随時)	描画・製作活動
4	○新しい環境や先生・友だちに慣れ、安定して過ごす。 ○自分の好きな人や場所を見つけて楽しく遊ぶ。 ○春の自然の中で身体を使ったり自然に触れて遊ぶ。	○「ほつと」が子どもにとつての新しい場として位置付くよう、気持ちを安定させていく。 ○子ども一人ひとりを理解し、信頼関係を築いていく。	○生활リズムを基に、家庭と連携しながら把握を行う。 ○身体を鍛える。散歩・運動遊び等。 ○中毒に注意する。 ○戸外遊びや水遊びの際、健康チェックをする。	はじまりの会 おかげりの会	
5		・職員との関係をベースに安定していく。 遊びに向かえるようにしていく。	○夏を元気に過ごす為の注意をする。 ・水分補給 ・身体の清潔 ・冷房	七夕飾り製作	
6	○様々な感触に触れ、身体全体を使つて楽しむ。	○夏の遊びを十分に経験させ、満足感・充実感を味わえるようにする。		流しそうめん プール水遊び プール水遊び	
7	○この時期にしかできない水・プール遊びを楽しむ。	○秋の自然の中で十分に身体を使つてのびのびと楽しく遊びこませていく。	○自然の中で身体を鍛える。 ・外気浴 ・戸外遊び	避難訓練	
8	○自分の気持ちや要求を先生や友だちに出せるようになる。	○職員や友だちと一緒に共感し合いながら遊びに向かわせていく。	○自然の中で身体を鍛える。 ・外気浴 ・戸外遊び	どんぐり拾い ハロ윈 バーティ	
9	○秋の自然に触れ、自然の中で身体をしつかり使って遊ぶ。	○季節の行事に関しては、できるだけ本物に近い形で取り組んでいく。	○風邪をひかないよう強い身体を作れる。 ・衣服の調節 ・手洗い、うがい ・室温・湿度の調節 ・生活リズム	落ち葉拾い	
10	○全身を使った遊びに向かう。	○職員や友だちと一緒に共感し合いながら遊びに向かわせていく。		お楽しみ会	
11	○指先を使った遊びに向かう。	○季節の行事に関しては、できるだけ本物に近い形で取り組んでいく。		お正月の遊び	
12	○これまで付けてきた力を先生や友だちと一緒に発揮する。	○一人ひとりの持つている力を全体会の中で発揮させ、成功体験から自信をつけさせていく。		節分	
1	○友だちとの遊びや、やり取りを楽しむ。 ○寒さに負けず元気に登所する。	○子ども達同士を結びつけていくよな取り組みを考えていく。		卒園製作 卒園遠足	
2					
3					



# 平成 28 年度 事業計画

児童家庭支援センター

てんり



## 平成28年度事業計画（案）

### 1. 事業目的

児童家庭支援センターてんり（以下センター）は、社会福祉法人天理における運営方針に基づいた長年の児童養護実践を生かし、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、地域住民、その他からの相談に応じ必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導・処遇を行う。また、併せて奈良県中央・高田こども家庭相談センター、各市町村要保護児童対策地域協議会事務局及び関係機関、児童福祉施設などとの連絡調整などを総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 2. 事業内容

#### (1) 地域・家庭からの相談に応じる事業

ア 開所時間……平日、日曜とも午前10時～午後7時（土曜日休業）。

イ 援助方法

児童の権利擁護に十分配慮し、以下の手順で援助を行う。

##### ○相談受付

来所、電話、ファックス、電子メールなどによる受付。必要に応じて、調査・社会診断などを行う。

##### ○受理・処遇会議（2週1回）

受付されたケースについて収集された情報をもとに、受理の当否を協議するとともに、経路、種類、処遇の種別を決定する。また個別援助計画の策定や処遇の再評価などを行う。

##### ○処遇

- ・助言指導 1ないし数回の助言などで問題が解決すると考えられる児童・保護者に対する指導
- ・継続指導 複雑困難な問題を抱える児童、保護者などに、通所・訪問などの方法により継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリングなどを行う。
- ・他機関あっせん 他の専門機関において、医療、指導、訓練などを受けること及び様々な制度の利用が適当と認められる場合に行う。
- ・児相等への通告連絡 主に児童虐待など処遇に高度な専門性が要求される場合には、速やかに当該地域のこども家庭相談センター及び当該市町村要保護児童対策地域協議会事務局への通告連絡を行う。

##### ウ 記録

受付の内容から処遇の経過などは「児童記録票」に適切に記載する。

##### エ 報告

「児童記録票」の内容に基づき、統計などを県こども家庭課、こども家庭相談センターに報告する。

##### オ その他

発達検査を行う。

#### (2) こども家庭相談センターからの受託による指導

ア 開所時間など ((1) 地域・家庭からの相談に応じる事業と同様)

イ 援助内容

児童の権利擁護に十分配慮し、以下の手順で援助を行う。

○相談受付

- ・こども家庭相談センター担当者とのケースカンファレンスを行い、必要な情報を収集する。

○受理・処遇会議

- ・速やかに会議を行い、受理の当否について協議する。受理された場合、こども家庭相談センターの処遇指針にそって、援助計画を作成する。

○処遇

- ・こども家庭相談センターとの連携の下、援助計画に沿って処遇を行う。措置の解除が適当と認められた場合には、その旨こども家庭相談センターと協議をする。

ウ 記録 ((1) 地域・家庭からの相談に応じる事業と同様)

エ 報告 定期的に、当該児童への処遇内容について報告する。

(3) 関係機関との連携・連絡調整

ア 要保護児童対策地域協議会

天理市要保護児童対策地域協議会の運営に協力する他、各福祉、教育、保健、医療、警察等との会議を開催もしくは参加し、地域の状況把握に努める。また、天理市以外の近隣市町村(奈良市、大和郡山市、桜井市等)における要対協のケースワークに関わる。

イ 各種連絡会議等

- ・関係機関の各種会議等に積極的に参加し、情報の交換・共有を行い、尚且つ協働する体制を整える。
- ・天理市就学指導委員会における就学指導・教育相談に携わる。
- ・子ども・若者支援てんりネットワーク会議のメンバーとして、若者支援に携わる。

ウ 天理幼稚園、天理小学校、天理中学等

天理教内各学校のケースワークに協働して関わる。

エ 白梅寮生の研修企画

2年次生対象の児童福祉・児童虐待等の研修

オ 専門援助講座等の開催

- ・年に2回、テーマを定め専門家による講演会を行い、地域関係機関との連携を深める。この他様々な方法で地域住民への啓発を行い、児童虐待の防止等に努める。
- ・コモンセンス ペアレンティング (CSP) の連続講座、ダイジェスト版講座を定期的に開催する。  
(「はぐくみプロジェクトチーム」を主催して実施している。)
- ・各連携協力機関団体との共同での講座・講演会を実施する。

カ 巡回心理相談の実施

心理相談員を定期的に保育所等（教府託児所、めばえ託児所を含む）に派遣し、乳幼児健康診査等で経過観察が必要と認められた児童、保護者に対して、その場で初回面接を行い、当センターの援助へ円滑につなげる。また関係機関職員へのコンサルテーション等を行う。

(4) 里親（里親制度）に関わる啓発活動

ア 里親（里親制度）の充実をめざし、こども家庭相談センター、奈良県里親会等と連携・協力していく。

イ 里親と里子の関係調整（相談、家庭訪問など）に取り組む。

- ウ 奈良県から本体施設の児童養護施設「天理養徳院」に設置が認められた「里親支援専門相談員」と共にもに連携・協力して取り組みを展開することとなった。
- エ 県から委託される正式な「里親支援機関」としての活動をめざし、研究・協議を行う。

#### (5) 広場型子育て支援事業の充実

##### ア 趣 旨

核家族化がすすむと同時に、地域とのつながりが希薄になっている現状の中で、親同士の交流を上手に取れず、子育ての情報や援助を受けることができない「孤立した状態」の親が多くなってきている。そこで、気楽に親子で集える場所を提供することによって、親と子どもだけで絶えず一緒にいる「密室状態の家」から出て、親同士が交流し、他の親や他の子どもを見ることによって、少しでも子育てにおいて気づき合い、学び合ってもらいたい。また、これまでの相談援助のノウハウを生かして、親子関係を見ながらの直接的なアドバイスもできると考えている。

イ 事業名称 親子広場ふりー

ウ 実施日時 定期的に週に一回実施する。(毎水曜日 10:00~12:00)

エ 場 所 児童家庭支援センターてんり 研修棟研修室1(地域交流室)

オ 対象年齢 生後4か月の乳幼児から小学校低学年児童まで。

#### (6) 天理養徳院等との連携

##### ア 夜間等の相談受付

緊急時に備えて、公用携帯電話をセンター職員が所持。

##### イ 緊急一時保護について

児童の安全に関わるような緊急時には、こども家庭相談センターに速やかに連絡し、場合によっては天理養徳院での委託一時保護を行う。

ウ 指定障害福祉サービス事業所 なごみ の新規事業「児童発達支援教室 ほっと」に協力支援する。

##### エ その他

法人職員会議等に出席し、綿密な連携を保つ。

#### (7) 研修

各種関係団体が主催する研修に積極的に参加するとともに、学習会などを通じて、相談・支援などの技術などに関し、自主研鑽に努める。

#### (8) 広報

ホームページの内容を充実させるとともに、パンフレットを地域住民や関係機関などに配布し広報活動を行う。26年度5月からは、ブログを活用して広報活動を展開している。

#### (9) その他

地域住民のニーズを的確に把握するため、調査、研究などを積極的に行う。

### 3. 設備・職員名簿

#### (1) 設備

事務室(1) 相談室(1) プレイルーム(2) ホール(1) 男女及び身障者用トイレ(各1)

(2) 職員名簿

所長（相談員を兼ねる）1名 相談員1名 心理相談員1名 里親支援専門相談員1名

名

4. 年間行事計画

月	会議		講座など
	所内・その他	各種連絡会議等	
4	受理・処遇会議 法人職員会議など	随時	
5			
6			
7			
8			
9			
10			専門援助講座
11			
12			
1			
2			専門援助講座
3			

# 平成 28 年度 事業計画

児童養護施設

天理教三重互助園



## 平成28年度事業計画(案)

### 1. 事業目的

児童養護施設天理教三重互助園は社会福祉法人天理の基本理念に基づき、永年積み上げてきた児童養護実践を活かし、養護を要する児童に対し、正常な社会人として自立した生活を送ることができるよう援助をすることを目的とする。

事情あって家庭を離れざるを得なかった子どもの深い悲しみや挫折感を理解し、虐待などの不適性な環境の中で受けた心身の傷を、宗教的な和気に満ちた雰囲気の中で「朝起き、正直、働き」を基本信条として、生活や学習の指導、更には進路指導も重視しながら充実した養護、育成を進め安定した自立力をを目指す。

#### 養護における職員の心得

“人の子を預かって育ててやるほどの大きな助けはない”(教祖伝逸話編)

“人の子もわが子もおなじこころもておゝしたててよこの道の人”(初代真柱様御製)

との思召しを胸に“真心の献身”の日々を目標に努めている。

### 2. 施設の現状

子どもは、家庭で満ち足りた親の愛情の中で育てられることが望ましいといわれているが、今日の児童養護施設に入所する子どもたちを見ると、養育上の問題として親・家族・血縁関係・養育環境など多くの物心両面にわたる悪しき要因が幾重にもなって、一人ひとりの子どもの成長発達に悪影響を成し、子ども達の生活に重い負担を持たせていることが問題となっている。

ここに、過去より培ってきた養護の実践を見直し、子どもとどのように接するか、そしてどのようにその子の自立を促し、また、その自立のプロセスとして、現在何が不足し障害になっているのかの課題に対して、自立支援計画に基づいての目標を設定し、天理教三重互助園という名の冠に由来するところの精神（親心）をもって、日々の生活を通して子どもを励まし、支援・援助していくことを目指す。この目的を達成するために、理論に基づいた「対人援助技術の活用(コモンセンス・ペアレンティング)や暴力防止教育プログラム(セカンドステップ)」の実践と応用を通して研修を深め、養護の上に積極的な活用を目指す。

また、平成23年7月に厚生労働省よりうちだされた「社会的養護の課題と将来像」はその具体的実践を目指して進行中である。狙いは現在営まれている児童養護の大舎、中舎制を縮小して、家庭的養護の促進に重点を移し、里親やファミリー制度の充実を図るものである。

互助園もこの改革は避けて通れず、将来的には地域小規模の養育体制を新設するとともに本体施設は児童家庭支援センター(里親支援機関)を本務とする地域の里親やファミリーホームの養護支援の拠点の役割を果たすことができるよう5年区切りの、中・長期の計画を具体化していく。(別紙資料1)

### 3. 児童グループ構成と担当体制

定員	棟・グループ		対象児童	年間予想人員
30名	つきの家		男子中高生	8名
	たいようの家	たんぽぽグループ	女子中高生	8名
		ひまわりグループ	幼児小学生	8名
	分園型グループホーム		未定	6名

#### 担当体制

○つきの家は小舎制で家庭的な雰囲気の中、男子中高生を中心としたグループを指導員2名保育士2名が担当する。中学生は進学、高校生は就職へ向けて養育の重点を置く。中学生は学習塾の活用を、高校生にはアルバイトの奨励を促す。

○たいようの家は中舎制とし、2階のたんぽぽグループは女子中高生を中心のグループ、1階のひまわりグループは幼児、小学生男女の住まいとする。担当を決めながらもスタッフの関係で保育士4名と指導員1名にて運営する。女子中高生については養護の重点は男子中高生と同じくする。さらにひまわりグループについては和やかなあたたかさの雰囲気を重視する。

○家庭的養護推進計画に沿って、分園型グループホームを設置予定。家庭的な中での養育を目指し、体制を検討中である。

### 4. 運営活動計画

#### ◎ 事業における5つの重点目標

I 第三者評価事業団による評価のAを54(55%)から76(78%)にランクを上げる努力をする。

昨年は3年に1度義務化された第三者評価事業団(百五経済研究所)の評価審査によって98項目の内、A評価54(55%) B評価44(45%) C評価0(0%)と判定され、インターネットで全国公開された。

平成28年度は第三者評価事業団の審査を仰ぐ年であり、より良い養育支援の質の向上のため上記目標を設定する。

Ⅱ 家庭的養護推進計画の実現へ向けて、分園型グループホームを1箇所開設し、地域に根差した家庭的養護を進める。

平成23年7月「社会的養護の課題と将来像」から打ち出された家庭養護(里親・ファミリーホーム)優先の施策は施設養護の形態を小規模化するとともに地域分散化に変えていく、との方針となり、本体施設1／3、グループホーム1／3、里親1／3の目標が設定された。5年毎の見直しをしながらの15年計画となっている。

本施設は第一期5年を進めるにあたって、分園型グループホーム1カ所を開設する。

Ⅲ コモンセンス・ペアレンティング（CSP）の上級トレーナーの資格修得の全員合格を目指す。

子どもの養育力向上を目指す援助技術（CSP）の研修と現場での実践においてその効果の手応えを感じることから、更に意欲を持って研修の講師資格取得ともなる上級トレーナーの全員合格に挑戦する。

Ⅳ 地域社会との交流を深めるための対策を強化する。

施設行事（にこにこ広場・にこにこ運動会）の参加促進に向けて内容の充実と広報を更に工夫する。また、地域行事への積極的な参加と挨拶運動の継続を進め、更に御幸通りや地下道の清掃にも心掛ける。

Ⅴ 施設内対策としての学習の充実を促進する。

貧困人生に陥らないためにも学力は重要である。1／6の子ども達は貧困の中で育つ時代であるだけに施設に迎える児童の基礎学力の向上は必須のことである。

小学生の学習支援（ボランティア）や習字教室（ボランティア）、公文式英語等学びの時間を大切にさせることを第一に、パソコンを利用した学習ソフトの活用を促し、更に読書タイムの時間や子ども新聞の閲覧を充実させて国語力を伸ばすように指導する。

以上、前年度迄の重点目標を更に強化する項目に加えて重点活動を明示し、その実現に向けて精励を重ねる。

以下、第三者評価事項に沿って年間の活動目標を示し、着実な養護の成果を挙げる。

（1）養育支援

全職員がコモンセンスペアレンティング（以下 CSP）やセカンドステップ（以下 SS）の専門性をフルに活用し、特に『S・C・A・L・E』、寄り添う(support)、世話どり(care)、受容(accept)、愛(love)、励まし(encourage)等の“育みの行動”を積極的に行い、養育者との絆、受け入れられている安心感、物事に積極的に取り組む勇気等多くの大切なこ

とを得ると共に児童が表出する言葉や姿から一人ひとりの持味やまた課題を把握し、課題には本人との話し合いの上、幾つかの課題を期限を仕切ってその達成の日常の意識化を図る手法は、小学生と共に中高生年齢層にも効果をもたらしている。更に成果を挙げる。

## I 食生活

- (a) 児童が最も幸せを感じる大切な日課、満足感の中で語り合いする楽しさ等は、子どもの心を豊かにする。食事・食卓の重要性は身体づくり・心づくり・生命の戴きから感謝を学び、マナーや心遣いから社会性を養う。更に、見て、匂いをかいでの、味わって、語り合って人間性を育てることなど食事・食卓の重要性を大切にする。
- (b) こうした食の重要性に鑑み、栄養士、調理士共同による心のこもった食事は季節の食材による献立に加え、更に工夫と真心を添え子どもたちの満足感を充たす。
- (c) 手作りのお菓子や皆で一緒に食事作りに挑戦する日などを設け、それらの体験を通して、より食を考え楽しめる食育の機会とする。
- (d) 分園においては、より家庭的な食育を行える体制を検討中である。

## II 衣生活

措置費よりの衣服費は半年に1回4月、10月に年齢に応じて出費額を定めてそれぞれの季節に備えている。購入に当たってはそれぞれ担当者が児童の好みを取り入れて、楽しみながら購入し自立後の役立ちにも備えている。施設の子等は“いつもみすばらしい”との学校や地域での悪い印象は昔のこととなっている。日々に、また季節毎に学齢期に相応しい衣服を整えられるように注意する。

## III 住生活

- (a) 園舎は新築6年目とあってまだ清々しさを保っており児童も意識して丁寧に利用しているのを保持しつつ、常に子どもたちが穏やかに過ごせるような雰囲気、環境作りに更に努める。破損した箇所については環境整備担当を中心として、できる限り早い対応をとるように努める。
- (b) また園内には年中草花を絶やさず、正面玄関の他2つの棟の玄関にも置いて児童の情操教育の一助としている。また、夏野菜も数種を育てて生長を観察させ、収穫を体験して楽しませる。

## IV 健康と安全

- (a) 発達段階に応じて起床から就寝までの一日の生活を自立へ向けての大切な躰として、丁寧に習慣化へと導き、年齢を重ねながら健康に対する自己管理の大切さと必要な技術を習得させ、生涯に役立つ基本的習慣を確立させるように努める。
- (b) こうした過程の中で必要に応じて医療機関での予防への対応、処置、指導を受けられるよう協力体制を構築、健康と安全に対しては万全の対応をとって事故のないよ

う万全を期す。

## V 性に関する教育

- (a) 性教育の目標として「性」の問題だけにとらわれず「生」命の教育、自分を大切にする自己肯定感を高めることも目標として取り組む。
- (b) 子どもの年齢発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう性について正しい性知識を得る機会を設ける。また、必要に応じては個別で学ぶ時間を設けたり、茶話会という形で子どもたちが本音を出して質問や意見を出し合い、その中で正しい情報や知識を学べるような場を積極的に提供する。
- (c) 職員は園内研修の機会を設け、性をタブー視せず、子どもの疑問や不安にこたえられる力量を培う。

## VI 主体性、自律性を重視した日常生活

- (a) 主体性・自律性を育てて退所後の自立を安定させる能力として、年長児童を中心に児童会活動を活発に行い、各種行事の企画、運営を自立性を重んじて実践を強く促した。このため行事を経験する毎に反省を活かし役員を中心に会員の協力も積極的となり、達成感の喜びを全員で分かち合ったことは児童のまとまりと成長の上での効果は小さくなかった。本年も主体性を持たせて活動させる。
- (b) 小学生の教科外活動では各種のスポーツ(水泳・体操・合気道)教室と文化活動(習字・算盤・英語)では学びの手応えを感じてか積極的に参加、体力向上と技術の習得による自尊感情の回復にも大きく寄与させる。

## VII 学習支援・進路支援・就労支援

- (a) 小学生の基礎学力対策として全児童への学習ボランティアによる週一回の指導に加え、パソコンによる学習ソフトの活用及び登校前の読書タイムの励行で小学生全体に学習姿勢に良き効果をもたらすよう導く。
- (b) 中学生では学習塾の活用を促し、部活動との両立を励行する。
- (c) 高校生には積極的にアルバイトを推進し、その経験が就労する力へと結びつくよう支援する。

## VIII 行動上の問題及び問題状況への対応

- (a) CSP、SS の教育プログラムを養育の上に取り入れてから 7 年、職員もトレーナーとしての自信も備わるにつれ、児童は大きく変化してきた(具体的なコミュニケーション、良い結果・悪い結果、効果的な誉め方、予防的教育法、問題行動を正す教育法、自分自身をコントロールする教育法、フォローアップ教育法)。更に成果を挙げる。
- (b) 日課はほぼ順調、施設内ルールも頑張り表の利用によって正すことで大きく乱れることもなく、暴力行為は許さないということも児童に徹底してきた。尚も徹底を期す。

## IX 心理的ケア

- (a) 子どもの人柄や事情をよく把握した専門性の確かな力量で痛める心のケアの成果を期待したい。
- (b) 年に2~3回、心理士を中心とした心理的ケアを行っている児童の情報共有、意見交換を行う機会を作り、密な協力体制で児童の支援に臨む。

## X 家族の支援

- (a) 家族支援相談員をその専任として当たらせて、児童相談所と情報を共有し協議を行い、また市町との協議を通して運営に努める。
- (b) 子どもと家族の関係づくりのために面会・外出、一時帰宅等を積極的に行い、学校行事等等への参加を働きかける。
- (c) 可能な限り家庭訪問を行い、家庭の状況把握に努める。
- (d) 家族との交流の乏しい子どもには週末里親をお願いし、可能な限り多く家庭生活体験をさせる。

### (2) 自立支援計画・記録

年度初めの必須の事として、児童一人ひとりの自立支援計画を作成する。これは施設で児童を預かり育てるというもっとも重要な目的を進めるための養育指針となるもので、子ども一人ひとりの人となりを十分に認識理解を深めた上ではじめて間違いない日常の養育活動の基礎となるもの、グループで討議し、全体で再度観察評価して方針を定め、最後に施設長、主任の認定をもって児童ひとりひとりに時間を設け、今年度の自分の支援計画についても児童の意見を聴き、取り入れながら年間の課題、目標に意欲的に取り組めるよう導く。

### (3) 権利擁護

- (a) 全養協倫理綱領、児童福祉法、児童憲章、三重県子ども条例、更に児童虐待の防止案に関する法律等に掲げられている理念を遵守する、を基本理念として子どもを尊重し、最善の利益のために尽力する。5月に出された全養協からの“施設における子どもの権利侵害根絶を目指しての緊急アピールを受け、権利擁護の理念の確認と侵害の恐れのある具体的な事例の研修を行い、施設での発生防止の確認を進める。
- (b) ライフストーリーワークの県内外の研修から児童にどう出生と生い立ちの真実を伝えていくか、子どもの権利の大きな課題として、各施設でも、いろいろ検討されているが、本園ではいち早く研修を重ね、誰にどの段階でどう伝えるかの話し合いを続けていく。

入所に当たってはアセスメントを重視し、時間をかけて丁寧に、そして何よりも担当者との人間関係づくりの上から2泊3日を別棟にて仮住まいをさせて安全、安心な施設であることをできるだけ持たせて、入所からどの子も混乱せず生活に入つ

て安定させ正式な入所とする。

#### (4) 関係機関との連携と地域支援

- (a) 施設の役割や機能を達成するため、児童相談所との連携を適切に遂行し、定期的な事例検討を通して子どもとその家族についての支援や問題解決への取組みを進める。
- (b) 施設長が市の要対協での代表委員として参画し地域の課題を共有する。
- (c) 幼・小・中・高・特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にして、子どもの個性を理解しつつその育成に努めてきた。特に小学校との間には施設での食事会や行事を通して友好を深め、子どもにとっても良好な関係を深めていく。
- (d) 地域交流と地域支援については子ども達の学校での友達関係が良好であることから施設の行事のみならず、日頃から一般家庭の子ども達も多く施設に遊びに来ることも度々あり、校区内の保護者にも認められること喜ばせていただいている。また、町内行事も子どもの数が少なくなってきた時代だけに互助園の子等の参加には賑やかになること理解され喜ばれている。更に積極的に地域との関係を深めていく。
- (e) 分園型グループホームの開設にあたり、地域の方々の理解を得て、地域の中で見守られ育ててもらえるよう、積極的に地域活動にも参加し、関係構築に努める。

#### (5) 職員の資質向上

- (a) 職員の研修は担当係を中心に研修計画を作成、基幹的職員を中心に援助技術の向上を目指す。特に勤務年数を見定めて勤務経験に相応しい内容の研修を順次指名で参加させ、専門知識の技術を習得することで専門家としての意識の充実が図られるよう配慮して進めてきた。研修後の報告会は月に 1 度まとめて行い、資料等を提示してお互いに認識を高めてきた。これからも重きをおきたい。
- (b) 養育体制は年齢別・性別の 4 つのグループに分け、グループ毎のチームを作ってあらゆることを相談しながら進め、誰かが孤立して苦しむことの無いよう一手一つの和を大切にする。
- (c) リーダー会議を月に 1 回開催し、全体の児童理解や問題への対応、更に新人職員の人材育成の面にも力を入れていく。

#### (6) 施設の運営

- (a) 法人や施設の運営理念を明文化、使命と役割を反映させ、施設の基本方針の実現に向けた中長期計画を職員全員による参画の下で会議や研修によって徹底し理解を深めた。その中で今後の基本的方針としての「児童養護施設運営指針」を重要課題と位置付け、5 年・5 年・5 年計画の策定を県子ども課と共同して作成、平成 27 年度からのスタートとなった ((8)特記(b)を参照)。この件に関しては、法人本部と相談協

議の上、その実現に年度目標を達成する。

- (b) 施設長は自らの役割を責任を明らかにし養育信念と職員との信頼のもとリードをとって施設の運営の上に程々の努力をしていく。また、運営については社会的養護の動向、福祉ニーズ、子どもの状況を職員と共に課題を共有し、改善への取組みを行っていく。
- (c) 人事については養育支援の質の確保をすべく基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親専門相談員の専門職員の機能の活用に努めるとともに、法人との緊密な相談のもと職員体制に落ち度の無いよう進めていく。
- (d) 施設実習では受け入れの担当責任者を置き、マニュアルを提示して受け入れの意義や方針を全職員が理解協力し、大学と連携しながら実習の成果が得られるようにはからい、可能な限り多くの実習生の受け入れを行い、貴重な体験をさせる。なお、実習に先立っての一日、実習生への予備知識として CSP、SS 等の研修をさせて、現場での実習の役立ちとさせる。
- (e) 施設内の行事には地域の方々、学校の友達等と交流、理解を深める大切な行事となっている。年々参加人数も多くなるので更に内容を豊かにして地域や関係機関へ参加を呼び掛ける。

#### (7) 児童養護に職務を持つ者としての信仰的な心構えと児童に対する信条教育

- (a) 乳幼児期は児童の心の発達にとって極めて重要な時期でもあるにかかわらず、不適切な家庭環境にて粗末に養育されたことで心の成長が最も深刻に阻害され、深く傷付いて施設に入所してくる。この為、多くの児童のその心にある人間不信は悲しみ、苦しみ、憎しみとなって本人自身が自覚するしないに関わらず、時には暴言暴力となって表れてくるのを思案する時、また卒園後の就職先での不安定な勤務状況を知られるにつけ、職員は真心を尽くしながらも親神様、教祖におすがりする日々は避けて通れない。この思いから児童の信条教育の大切さと職員の成人は祈りと共にあることの自覚を深める。
- (b) 毎朝の遙拝と食事始めの「親神様、教祖、御靈様、いただきます」の唱和。
- (c) 每夕 5：30 のおつとめ、鳴り物の勤め、誓いの三条の唱和、そしてひとこと話。
- (d) 教団行事である節会団参、こどもおぢばがえり、教区ひのきしん、全教一斎ひのきしん及び春の学生おぢばがえり等の参加。
- (e) 職員と児童による週末の神宮御幸通りの清掃ひのきしん。
- (f) 身上者へのおさづけの取り次ぎ。

#### (8) 特記

##### (a) 第三者評価の受審

平成 25 年度に続き、3 年に 1 度の受審の義務化に伴い第三者評価を受審する。前

回の評価及び毎年の自己評価を見直し、更なる質の向上を目指して改革、改善に努める。

(b) 家庭的養護の課題と将来像への取組み

当園における「家庭的養護推進計画」に則り、分園型グループホームを開設する。

(c) 里親支援事業

平成 26 年度から里親支援専門相談員を配置している。今年度も下記事項を重点的に行う。

- ・ 里親啓発活動の一環としての児童相談所等関係機関と協力した里親制度説明会の実施
- ・ 里親施設実習の積極的な受入れによる里親の養育力向上への貢献
- ・ 天理教三重教区里親会の運営に携わり、行事開催時の託児等の協力をすること

◎ 運営活動計画

(1) 日課

○一日の生活

〈平　日〉		〈土・日・祝日〉	
6：30	起床 洗面 清掃	7：00	起床 洗面 清掃
6：45	遙拝 朝食 登校準備		
7：30	集合	7：15	遙拝 朝食
7：40	児童登校	8：00	清掃
8：40	幼稚園児登園	8：30	学習 園内保育 スポ少・クラブ活動参加
12：00	昼食 (幼児午睡)	12：00	昼食 (幼児午睡)
	学童帰宅 課外学習 クラブ		
活動			
16：30	学習時間	17：30	夕礼(参拝)
17：30	夕礼(参拝) 夕食		夕食
18：00	学習、児童会 入浴、洗濯 自由時間	18：00	入浴、洗濯 自由時間
21：00～	消灯(年齢に応じて異なる)	21：00～	消灯(年齢に応じて異なる)

## (2) 年間・月間行事及び目標

子どもの健全育成をすすめるため、年間を通して行事及び目標を設定し実施する。

### ◆よりよい生活を創るために

○児童会の実施と実行・・・各係の役割分担の使命感を育てリーダーを育てる

意思表示の尊重と保障

○つくりあげる喜びの体験と体得

○個性をのばす・・・クラブ活動や地域スポーツ少年団への積極的な参加

興味をもつ事生かすし、趣味をのばす

### ◆児童支援（援助）の方策を考える

○児童の親、家族へのファミリーケースワーク

○各関係機関との連携とチームワーク

○家庭復帰と自立（独立）生活への支援

○処遇の一貫性を目指す

○個々の能力を尊重した個別の目標を設定し支援する

＜施設事業・児童処遇計画表＞

月	社会行事	学校行事	生活指導目標	施設管理等	施設行事	備考
4	昭和の日	入学式 始業式 健康診断	学校生活に慣れ る 規則正しい生活	防災訓練	教祖誕生祭 春休み行事 新入学お祝い会	新任研修 施設長学習会
5	憲法記念日 みどりの日 こどもの日	遠足 中間テスト	友達をつくろう 学習時間を大切 に	防災設備点検	児童一時帰省 GW行事	主任職員研修 中堅職員研修
6		修学旅行 社会見学	遊びのくふう 学習時間を大切 に	設備拡充 防災訓練	夜店見物	三社協研修 中養協研修
7	七夕 海の記念日	期末テスト 保護者会 終業式	遊びのくふう 夏休みの計画を 立てる	設備拡充 夏休み計画 防災訓練	花火見学 こどもおぢばが えり	三養協研修 三社協研修
8	お盆	夏休み クラブ活動	創意工夫 規則正しい生活 計画の実行と反省	夏休み計画 設備点検	夏休み行事 児童一時帰省 残園児行事	

9	敬老の日 秋分の日	始業式 運動会 実力テスト	規則正しい生活 読書に親しもう 体力作りへの挑戦	防災設備点検 防災訓練	にこにこ広場	性教研研修 三社協研修
10	体育の日 伊勢まつり	遠足 授業参観 中間テスト	うがいの実行 体力作りへの挑戦	児童自立支援計画検討 防災訓練	秋季大祭 伊勢まつり	全養協研修
11	文化の日 七五三 勤労感謝の日	文化祭	うがいの実行 時間を守ろう	設備拡充 児童健康診断	健康マラソン	三児協研修 三社研修
12	天皇誕生日	期末テスト 保護者会 終業式・冬休み	うがいの実行 規則正しい生活	冬休みの計画 防災訓練	もちつき大会 (杵と臼) 迎春準備 児童帰省	中養協研修
1	「元旦」 成人の日	冬休み・始業式 学力テスト	規則正しい生活 うがいと手洗い	進路会議 防災訓練	お正月行事 お節会 春季大祭	三社協研修
2	節分 建国記念の日	学年末テスト	うがいと手洗い 遊びのくふう	防災訓練	節分豆まき いちご狩り	三社協研修
3	ひなまつり 春分の日	公立高校受験 卒業式・終業式 春休み	一年の振り返り 新学期への準備 児童自立支援計画策定	春休み計画 防災設備点検	ひなまつり テーブルマナー 卒園児童お祝い会	措置費担当者会議



## 「児童養護施設 天理教三重互助園」家庭的養護推進計画

### 【総論】

#### 1 施設の沿革

年	月	事柄
昭 22	1	戦後の混乱期にあって、戦災孤児、引き揚げ児童の保護の必要性を痛感し、天理教三重教区会が経営主体となり児童収容施設設立の計画
	12	生活保護法による児童収容施設として三重県知事に開設届を提出
昭 23	3	定員 10 名として事業開始
	8	児童福祉法による養護施設として三重県知事より認可
昭 24	4	定員 20 名として設備を拡張
昭 25	4	定員 30 名に増員
昭 27	7	宗教法人「天理教伊勢分教会」の設立に伴い、経営主体を変更
昭 36	1	卒園児を中心に「かえろう会」を発足
平 12	4	互助園創立 50 周年記念式典挙行
平 20	4	社会福祉法人天理に経営主体を変更、三重県知事より開設認可
平 21	9	たいようの家(20 名)、つきの家(10 名)、共用棟を新築し移住

(付) 昭和 25 年、26 年、29 年、30 年には宮内庁よりの御下賜金拝受

#### 2 家庭的養護の推進に関する基本的な考え方

##### ＜施設における計画の全体像に関する考え方＞

- ◎ 本体施設のたいようの家の階下・階上にユニットを置いて、比較的養育に注意が必要な子供を預かり、つきの家には自活訓練室、親子生活訓練室、里親サロン室、地域交流スペース等を設け、円滑に受け入れができる空間を作り、本体施設の多機能、高機能化を目指す。
- ◎ 2 つの分園型グループケアについては本体施設と人的にも物的にも緊密性を保持して、職員・子供共々に信頼の構築を図り、安心・安全な生活を充実させて子供の心を満たす。そして、この中に地域住民の理解と協力をいただきながら児童の成長を確かなものに育てあげ、社会に貢献できる人間を目指したい。また、ファミリーホームの開設・支援も視野に入れ、家庭的養護の充実を図る。

## ＜家庭的養護の推進に関する基本的な考え方＞

### 子供の最善の利益のために～職員による真心の合力を！～

昨今児童養護施設に託されている児童は、多くの場合、人としての心の基礎を築くべきで重要な乳幼児期に、親またはそれに代わる人からの育児放棄や虐待を受けていることに胸が痛みます。乳幼児期の幸せが、その後の人生の幸せに繋がることを考える時、親の子に対する笑顔や優しい語り掛け、更には慈愛のこもった抱擁が欠乏していては、豊かな心を持つ人間に成長するには極めて難しいと思わざるを得ません。

本園に入所してくる子供達が深い親々の事情があって家庭を離れざるを得なかつた悲しみや挫折を理解し、虐待などの不適切な家庭の中で受けた心身の深い心の傷を宗教的な和気に満ちた雰囲気の中で「子どもの最善の利益のために」職員は「真心の合力」をもって慈しみ育てあげることを方針としている。

今この改革を機に更に施設で生活する子供の一人ひとりの課題を解決して人間的な成長を遂げさせるために、従来から経験に頼ってきた養護手法よりは一段と優れているコモンセンスペアレンティング、セカンドステップの教育プログラムを職員共通の養護手法としての効果を高らしめて、子供達の幸福な人生の一助となれることができるよう職員の力を結集致したいと考えております。

#### ◇備考

##### ☆ コモンセンスペアレンティング(CSP=Common Sense Parenting)

アメリカで開発された「被虐待児の保護者支援」のペアレンティングトレーニングのプログラムです。暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指すものです。日本版が作成された2005年より日本でも普及活動が始まり、プログラムを終了した保護者の約8割による変化があったという報告があります。(子どもの虐待防止センターHPより)

##### ☆ セカンドステップ

1980年代に米国にて作成された教育プログラムです。2001年には、全米で『もっとも効果的なプログラム』として、米国教育省より最優秀賞を受けました。日本では300を超える学校や保育園、児童養護施設などで実施され、効果を上げています(NPO法人日本こどものための委員会HPより)。相互の理解・問題の解決・怒りの扱いといった社会スキルを子供達が身に付けることを目的とした教育プログラムです。

## 【各論】

### 1 施設整備

#### ① 現有施設の状況（H27.4.1 現在）

＜本体施設＞

棟名	構造	建築年度	延床面積
たいようの家	鉄骨造	平成 21 年度	304.20 m <sup>2</sup>
つきの家	鉄骨造	平成 21 年度	255.33 m <sup>2</sup>
共用棟	鉄骨造	平成 21 年度	189.54 m <sup>2</sup>
心理室	木造	平成 21 年度	44.72 m <sup>2</sup>

#### ② 施設整備に関する課題等及び基本的な考え方

新設して 6 年目、基本的には生活上の不備・不自由はあまり感じられない。強いて搜すとすれば自習室、談話室、娯楽室が用意できれば中高生のゆったりとした時間の確保がでけて、精神衛生上有効であると思われる。

本体施設のつきの家の改善にあたり、親と子が宿泊しながら炊事、風呂などに協同の時間がとれる部屋があると家族復帰への効果が期待される。また、高校生の卒園を前にしての数か月、自立訓練のための部屋が用意できれば、実生活に伴っての具体的な体験ができ、ある程度自信を持って社会人としてのスタートを切らせることができる。

たいようの家の改善により、オールユニット化によって家庭的養護に向けた小単位でのケアを図り、比較的養育の難しい子供であっても家庭的な環境の中で専門的なケアを行える生活環境を整える。

#### ③ めざすべき 15 年後の姿

##### 本体施設

多機能、高機能化に向けた間取り（親子生活訓練室、自活訓練室、ショートステイ、レスパイト、里親・地域交流スペース等）を確保する。また、本園児童については専門的なケアの充実を図る。

##### 小規模 GC

分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設を 2 か所設置。ファミリーホームへの転換も含め家庭的養護推進に向けた児童養護体制を確立する。

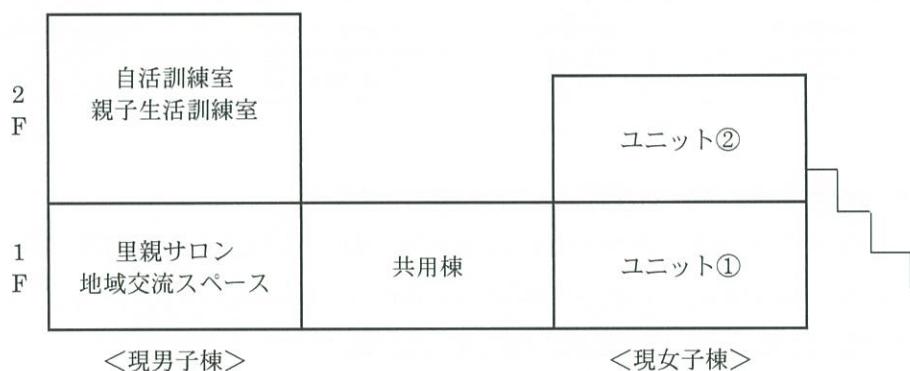
#### ④ 施設整備計画

＜中期（H32～36 年度）の取組＞

事業（工事）の内容：本園施設の改修（分園①②設置後）

本園建物をオールユニット化し、自活訓練室、親子生活訓練室、里親サロン室、地域交流スペース等を設けるとともに、ショートステイ、里親レスパイト等を円滑に受け入れができる空間を作り、本体施設の多機能・高機能化を目指す。

【改修案】



所要見込額（概算）：18,000,000 円

## 2 定員設定／ユニット数

### ① 現状（H26.4.1 現在）

＜本体施設＞

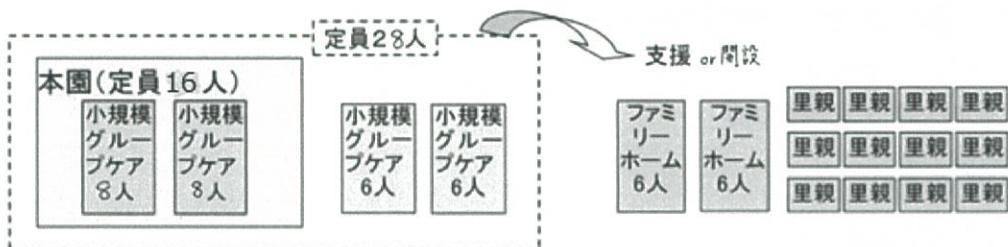
定員：30 名 ユニット数：2

ユニット名	構成
つき	男児小中高生
たいよう	女児及び男子幼児、小学生

### ② 課題等及び基本的な考え方

都道府県推進計画に則り、家庭的養護に向けて本体施設からグループホームへの移行を順次進め、本体施設についてもオールユニット化を確立する。

### ③ めざすべき 15 年後の姿



### ④ 計画

<前期 (H27~31 年度) の取組>

**本体施設** 定員：8名 + 8名 (16名) ユニット数：2

**分園型 GC** 定員：6名 + 6名 (12名) ユニット数：2

※2か所目の分園型 GC は前期又は中期に計画。上記は前期に進めた場合のもの。

<中期、後期の取組> 前期又は中期で完了

## 3 職員体制、人材確保・人材育成

### ① 職員配置の現状 (H27.4.1 現在)

<職種別職員定数による職員配置の状況>

施設長 1名、事務員 1名、直接処遇職員 8名、家庭支援専門相談員 1名、個別対応職員 1名、調理員 3名、栄養士 1名、嘱託医 1名

<加算職員の状況>

心理療法担当職員 1名、小規模グループケア加算 2名、小規模施設加算 1名、里親支援専門相談員 1名、

<その他職員の状況>

清掃員 1名

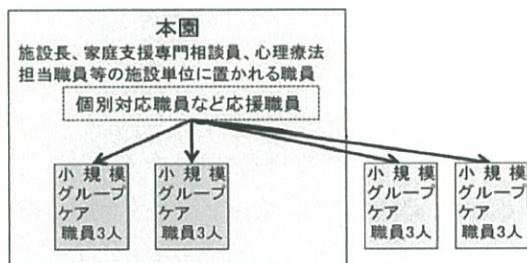
### ② 課題及び基本的な考え方

社会福祉法人天理が教団と連携して保育士養成のための奨学金制度を用意し、学生寮を運営して奈良保育学園にて保育士資格取得の勉強をさせている。そして 2 年間の学業終了後、教団配下の施設に派遣し「人を助けさせていただく精神」と寮生活により修得した「どんな人とも交流できる逞しいコミュニケーション能力」を持ち味として福祉現場に勇躍させる制度に我が施設も優先的に配慮いただいている。

また、毎年県内外の各大学からの実習生（年間 30 名程）の中から本施設への就職希望を申し出られることで、昨年度も今年度も新しい職員として働いていただいているので、常に職員の必要人数は満たされている。

### ③ めざすべき 15 年後の姿

#### ＜職員配置定数＞



#### ＜加算職員の状況＞

里親支援専門相談員・心理療法担当職員等の配置を継続し、必要に応じ看護師も配置し、センターの多機能、高機能化を図る。

### ④ 計画

#### ＜前期（H27～31 年度）の取組＞

平成 27 年度、28 年度と各 1 名ずつ職員を増員し、グループホーム設置に向けた人材の育成に尽力する。

#### ＜中期（H32～36 年度）の取組＞

前期に引き続きコモンセンスペアレンティングやセカンドステップ、性教育等の園内外の研修を充実させ、職員の孤立、惰性化を防止する。

## 4 地域支援（担当地域）

### ① 現在の取組状況（H25 年度実績）

#### ＜里親支援・ファミリーホーム開設支援＞

レスパイトケアの受入れ

里親更新実習の受入れ

#### ＜ショートステイ＞

契約市町名：伊勢市、明和町、玉城町、度会町

受入件数：0 件

※平成 23 年度受入件数：12 件

平成 24 年度受入件数：4 件

○  
○  
**<トワイライトステイ>**

契約市町名：なし

**<市町（要保護児童対策地域協議会）との連携>**

伊勢市に施設長が協議会代表委員として参画

**② 課題等及び基本的な考え方**

ショートステイ等児童の一時受け入れにできる限り対応し、地域における子育て支援に貢献する。ただ、一時的な受け入れにより、施設で生活している子供への支援が手薄になってしまうことを考えると一時的な現場職員の増員に柔軟に対応できる制度、体制が必要となる。また、地域の方々が安心して利用できるよう地域活動、地域行事を積極的に行い、地域の信頼を得られるよう努めたい。

里親制度については里親登録をされている天理教の方々も多く、里親支援専門相談員を通して市町村、児童相談所、他施設、里親との幅広い連携を取りながら地域のニーズに応えていきたい。

**③ めざすべき 15 年後の姿**

○  
**<担当地域>**

伊勢市、伊勢市周辺（明和町、度会町、玉城町、多気町等）

**<里親支援・ファミリーホーム開設支援>**

ファミリーホームの開設 2 箇所。また、ファミリーホームに携わる方々、里親さんへの養育体制、技術のアドバイス、研修を本体施設で行う。

○  
**<市町との連携（ショートステイ、要保護児童対策地域協議会含む）>**

ショートステイ等一時的な受入体制の常備化。

積極的に市町村とショートステイ等の契約を結び、天理教団のネットワークも利用しながら受入れ困難な児童をなくす体制作りを目指す。

**④ 計画**

**<前期（H27～31 年度）の取組>**

- ・ 里親支援専門相談員による里親との関係構築。
- ・ 家庭的養護において養育をされる方々への養育ノウハウの蓄積。  
(例) 園内における児童対応ケースを蓄積し、コモンセンスペアレンティングにおける対応を用いて研修、アドバイスに活用する。

- ・ショートステイ等に柔軟に対応できる体制の構築。（人員、仕組み、建物整備の検討）

#### ＜中期（H32～36年度）の取組＞

- ・本体施設における養育支援の研修を開催。相談窓口、相談室の開設。（前期以前で培ってきたコモンセンスアレンティング、セカンドステップのノウハウを活用）

## 5 その他

### ＜児童家庭支援センターの設置について＞

同じ伊勢市内にある精華学院に既に児童家庭支援センターが設置されており、その関係で本園が新たにこの役目を担うことは不可能であります。しかし、将来的には本園の施設の専門性を活用して地域社会に役立たせていただけるような家庭、子供の相談支援、里親の相談支援等のセンター的役割を担うことができるよう施設の改造と専門職員、更に相談解決への有効なコモンセンスアレンティングとセカンドステップの教育プログラムの充実を目指したいとの将来像を描いております。

### ＜施設（法人）によるファミリーホームの開設について＞

同じ法人の傘下に設置されている児童養護施設天理養徳院が4月下旬にファミリーホームを新設した例を参考とさせていただき、中期の間に1～2箇所の目標を考えてみたい。

### ＜その他＞

- (1) 現状の各施設においての悩みは処遇困難な児童への対応であり、ひとりふたりの指示に従えない生徒の荒れた生活に施設の基盤が崩されるのを防ぐ解決策が見い出せないでいる状況の中、改革にて小規模化されて職員が分散されることになるとより深刻な事態が予想されます。措置権を持った児相、更には児相に影響力を保持しているこども家庭局や児童相談センターによる現場窮地の救済策の具体化を急いでいただければと願う次第です。
- (2) 施設の使命は与る子供達を自立させたり、家庭復帰させたりするにあたり、当たり前の学力、即ちその学年相応の学力を持たせておくことは、その後の学力の保持とまた社会人となる際の進路の選択の幅を持たせることは極めて重要なことである。しかし、生い立ちや施設での学習環境の悪さから当たり前の学力を身に付けることができないで学力が劣るために自尊感情が乏しくその自身の無さが進路選択を狭くし、また忍耐力の無さ、明日をどう生きるかの想像性の無さなどで離職・転職から貧困の人生へ引きずり込まれる結果を生み出すことを考えますと、小学生時代の遅れは、多くの致命傷となることが多いことから願わくば学習ボランティアの週1回をもう1回増やしていただければ効果的であります。

別案として中学生同様に小学生の学習塾に通塾する費用を公費で支えて頂ければ幸いです。例えば公文塾の指導方法は施設の多くの子どもたちに役立つと思われます。

# 平成 28 年度 事業計画

保育所

めばえ横浜保育園



## 平成28年度事業計画(案)

## 1. 運営方針

めばえ横浜保育園は、社会福祉法人天理における運営方針を礎に、めざす子ども像の育成に向けた保育を行うことを目標としている。

## 【めざす子ども像】

- ・感謝の心を持ち、明るく情操豊かな子ども
- ・朝起き、正直、働きを身につける子ども
- ・互いに助け合い、思いやりのある子ども

## 2. 保育内容

- ① 充分保育のゆき届いた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ② 健康、安全などの生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- ③ 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- ④ 自然や社会の事象について興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培う。
- ⑤ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養う。
- ⑥ 様々な体験を通して、豊かな感性を育て、想像力の芽生えを培う。

## 3. 保育目標

ひよこ 0歳児	簡単な指示がわかり、立ったり座ったりの基本的な動作が出来るようになることを目標とする。
りす 1歳児	言葉のやりとりを楽しみ、簡単な身の回りの事が自分で出来るようになることを目標とする。
こあら 2歳児	基本的な生活習慣が身につき、生活や遊びのルールを知り守ろうとする。少しづつ相手の思いに気付き受け入れようとする。
ぱんだ 3歳児	自分の思ったことや感じたことを言葉や体で表現出来るようになることを目標とする。
きりん 4歳児	人の話を注意して聞き、自分の気持ちを言葉で相手に分かるように伝え、会話を楽しむことが出来るようになる。友だちと一緒に様々な運動や遊びを工夫したりルールを考えたりして遊ぶことを楽しむようになる。
ぞう 5歳児	異年齢児の子どもに思いやりをもって、声をかけたり遊んだりするようになる。

#### 4. 実施保育事業

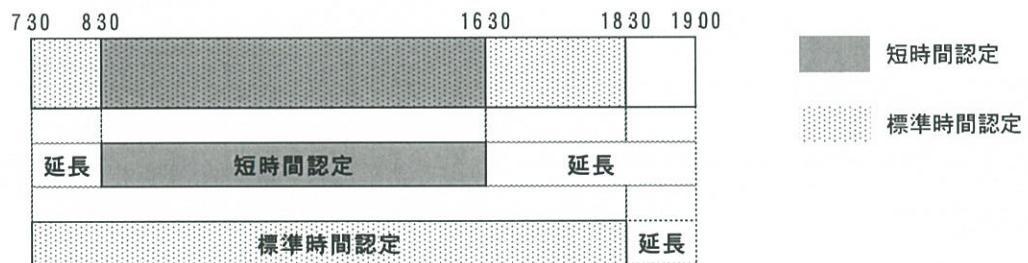
子ども子育て支援新制度が施行されて2年目を迎え、ようやく制度が世間に浸透はじめってきたように思える。平成29年度に向けて、土曜保育の保育時間を段階的に長くしていくために、平成28年度においては、閉所時間を17時30分にする予定である。平成29年度においては、閉所時間を平日の実施保育時間と同じ18時30分へと移行する予定である。その他の実施事業については以下の通りである。

- ・障害児保育/特別支援保育
- ・地域子育て支援
- ・地域活動事業
- ・一時保育事業

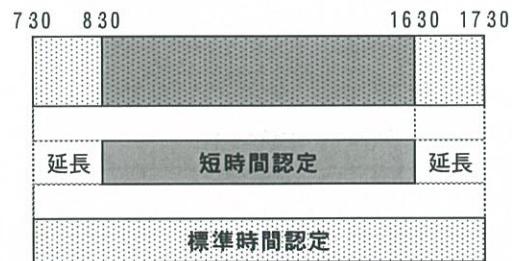
#### 【保育時間】

	開所時間	短時間認定	標準時間認定
平 日	7:30～19:00	8:30～16:30	7:30～18:30
土曜日	7:30～17:30	8:30～16:30	7:30～17:30
延長	*****	7:30～8:30 16:30～19:00	18:30～19:00

#### 【平日保育時間】



#### 【土曜保育時間】



## 5. 年齢別定員と職員配置

障害児保育の受入についての問合せが平成27年度現在においても、数件寄せられてきているが、保育士不足の影響により、平成28年度は、受入を一時見合わせる予定である。

在籍中の園児については、要配慮児が年々増加傾向にあるため、療育センター及び区との連携を図り、適切な職員配置の体制を図る。

\* 平成27年10月現在見込

クラス 年齢	ひよこ 0歳児	りす 1歳児	こあら 2歳児	ぱんだ 3歳児	きりん 4歳児	ぞう 5歳児	合計
定員	6	24	30	30	30	30	150名
受入 予定数	9	24	30	30	30	30	153名
障害児	0	0	0	0	0	0	0名
合計	9	24	30	30	30	30	153名
保育士 配置数	3	6	6	2	2	2	21名

\* 平成27年10月現在

	園長	保育士	栄養士	調理師	事務員	嘱託医	保育補助	合計
基準	1	21	2	2	1	1	*****	28名
現員	1	23	2	2	1	1	13	43名

## 6. 防災及び防犯への取組み

広域避難場所での実地訓練、予期しない避難訓練などを活発に行うことにより、様々な問題を提起させ、個々の事案に取組んでいく。また、不審者への対応について、施設の内外を問わず、あらゆる場面を想定し、神奈川警察署との協力関係をもとに、職員への啓蒙活動を行い、防犯対策を構築していく予定である。

## 7. 給食部門の取組み

- ・ 引続き食育活動に力を入れていく。
- ・ アレルギーに対する食品の成分表示をより明確にし、安全に配慮した食の提供に心がける。
- ・ 園児との交流を深めていくために、親しみやすい雰囲気作りを行っていく。
- ・ 前年度に引き続き、行政指導の下、給食材料に含まれる放射性物質の測定検査が定期的に行われる予定である。

## 8. 年間行事予定

月 日	活動内容	目標・成果	月 日	活動内容	目標・成果
4月1日	入園式・進級式	紹介・説明・交流	12月上旬	生活発表会	各学年における表現活動
4月18日	おやさま誕生祭	教祖の誕生を祝う	12月下旬	クリスマス会	伝承行事
5月中旬	春の遠足(こどもの国)	親同士の親睦をはかる	12月下旬	おもちつき	伝承行事
7月1日	プール開き	プールの遊び方を知る	1月下旬	マジックショー	思い出づくり
6月～8月	お泊り保育(年長児)	子どもの自立を育む	2月3日	節分	伝承行事
			2月中旬	作品展・お別れ遠足	思い出づくり
9月1日	防災の日	避難誘導訓練	3月3日	ひなまつり	伝承行事
9月中旬	敬老の集い	高齢者との交流	3月上旬	お別れ会	思い出づくり
10月上旬	運動会	運動する喜び	3月上旬	入園説明会	新入園児向け説明会
10月中旬	お芋ほり	食育	3月上旬	卒園式	終業を祝う
【その他定例行事】					
・身体測定・避難訓練・お誕生会　　・歌唱指導(3歳～5歳児)(月2回)　　・絵画指導(5歳児)(月3回) ・英語で遊ぼう(5歳児)(月2回)					

## 9. 実習生の受入

次世代の保育者を育てるために、積極的な受入れを行っていく。

## 10. 研修

職員の資質向上を目標に、関係機関の研修への参加を主軸に、活発に取組んでいく。

## 11. その他

- ・年々増加傾向にある発達障害児への理解を深め、東部療育センター並びに神奈川区役所との連携を図りながら、職員への啓もう活動を推し進めていきたい。
- ・平成29年度における第三者評価受審に向けて、保育を巻く様々な環境を整備するとともに職員の資質向上を図るべく施設内外での研修を活発に行っていきたい。
- ・素足での保育から上履き保育へ移行する。

# 平成 28 年度 事業計画

小規模住居型児童養育事業

さざんかホーム



## 平成28年度事業計画(案)

## 1. 運営理念

ファミリーホーム「さざんかホーム」(以下「当ホーム」)は、天理教の教えに基づき、社会的養護を必要とする児童に対し、安心と信頼をもった生活環境の中で、保護者に代わって養育し、心身ともに健全な社会人として自立した生活を送ることができるよう支援し、あわせて自立した者に対する相談その他の自立のための援助を行う事を目的とする。

とりわけ、当ホームは、養育者の住居において家庭的養護を実践するなかで、子ども同士の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことを目指す。

目的遂行の為、以下の基本理念、基本信条に沿い、全国児童養護施設協議会倫理綱領を遵守し、児童養護の実践を行うものとする。

## (1) 基本理念

「人の子も我子もおなじこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人」

この言葉(和歌)は、当院開設にあたり、天理教初代真柱 中山眞之亮様より、当時の職員へ向けて詠まれたものである。その意味は「人の子も、わが子もおなじ心をもって、へだてなく教え育ててほしい。この道を歩む人々よ。」と解することができる。

当ホームにおいても、その精神を基本理念に置き、どのような境遇の児童であっても、一人の権利のある主体として接し、家庭的な環境の中で、良好な人間関係形成ができるよう支援を行う。

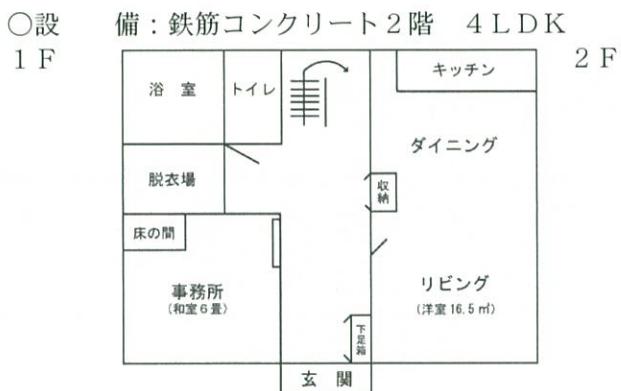
## (2) 基本信条

当ホームは、天理教の教えに基づく温かい家庭的待遇を基本に実践する事で、子ども達の安心・安全の暮らしを実現し、自立支援を行う。その上で、子ども達が実践し、養育者が指導する上での、最も基本的な活動目標が、「朝起き、正直、働き」という3つの基本信条である。

朝起き	◇早寝早起きから規則正しい生活習慣を身につけよう
正 直	◇素直な心で人とのつながりを大切にしよう
働 き	◇自らはたらき、周りの人と仲良く助け合おう

## 2. 当ホームの概要

- ホーム名：さざんかホーム
- 事業名：小規模住居型児童養育事業（法人型ファミリーホーム）
- 設置主体：社会福祉法人 天理（理事長：岩谷 富太郎）
- 本体施設：児童養護施設 天理養徳院（院長：久保 悟）
- 管理者：旭 比呂子（保育士・養育者）
- 開設：平成26年6月1日
- 事業開始：平成26年8月1日
- 児童定員：5名（※原則として女子児童）
- 所在地：奈良県天理市西長柄町376番地1
- ホーム数：1ホーム
- 敷地面積：212.42m<sup>2</sup>
- 建物面積：110.29m<sup>2</sup>



○配置職員：管理者（養育者・常勤1名）、補助員（非常勤2名）

### 3. 活動内容

#### (1) 日課の流れ

時 間	日課の内容
	職員起床、朝食準備
6 : 0 0	児童起床
	洗面・着替え
	朝づとめ
6 : 3 0	朝食・朝食片づけ
7 : 1 5	登校
8 : 0 0	登園
8 : 3 0	本体施設・職員朝礼参加
	掃除・洗濯・買出し
	昼食
1 4 : 0 0	降園
1 6 : 0 0	下校
	宿題・自由時間
1 8 : 0 0	門限
	夕づとめ
	夕食・入浴
2 1 : 0 0	就寝（年齢に合わせて）

#### (2) 食事提供

- ・食材や調理風景を子どもたちに見せる
- ・衛生面に留意し安心、安全な食事を提供する
- ・健全な身体づくりを栄養面からサポートする
- ・食を通して文化やマナーなど適切な知識を教える
- ・食卓を囲み楽しく豊かな空間を提供する

#### (3) 生活指導目標

家庭的な生活の場で養育者や養育者の家族と過ごし地域社会と触れ合うことで、豊かな社会性や人間性を養い、たがい立て合い助け合うことを基に、子どもの自立を支援する。

(4) 行事予定 ※下記の他、その都度行われる地域行事の参加

4月	お花見、入学お祝い	10月	各学校運動会
5月	こどもの日（端午の節句）	11月	紅葉狩り
6月	ホタル見物	12月	餅つき、正月準備、大掃除
7月	花火	1月	お正月
8月	海水浴・キャンプ	2月	節分
9月	お月見	3月	ひな祭り（桃の節句）、卒業お祝い

#### 4. 職員

(1) 勤務体制

住込み養育者による断続勤務  
補助者（非常勤職員）による日勤勤務、宿直を伴う

(2) 職務分担

養育者1名…事業の運営管理に関すること及び児童の養育全般  
補助者2名…児童の養育及び家事補助

(3) 勤務表

	月	火	水	木	金	土	日
養育者	泊	泊	泊	泊	平	公休	公休
補助者A	日	日	日	日	日	公休	公休
補助者B	公休	公休	日	日	日	日	日

(4) 職員会議計画

養育者・補助者による会議を月1回開催し、児童の養育の共通理解に努める。  
また、必要に応じて天理養徳院専門職の参加の上、協議を図る。

(5) 研修計画

里親・ファミリーホームを対象とした各種研修に積極的に参加することにより、各関係機関と連携し、情報収集や専門知識の習得・研鑽に努める。

#### 5. 保健衛生

(1) 予防

- ・適切な衣・食・住の提供から基本的生活習慣を確立し、疾病予防に努める。
- ・かかりつけ医の確立

(2) 定期健診

年2回（7月・2月）の健康診断の実施

#### 6. 防災計画

(1) 防災知識の修得

- ・市で開催される防災研修への積極的参加
- ・消火器の設置及び位置・使用方法の確認
- ・保存食の備蓄・定期点検の実施

(2) 避難訓練実施

## 月1回避難経路・地域の避難場所の確認の実施

### 7. 地域・学校との連携

- (1) 地域の自治会の会合や行事、また各学校のPTA行事への参加を通じ、風通しのよい生活から社会的養護の認知に努める。
- (2) 常日頃から子ども家庭相談センターとの情報共有を行い、必要に応じ関係機関とのカンファレンスを実施する。

### 8. 苦情への対応及び権利擁護の取り組み

- (1) 社会福祉法人天理の苦情解決委員会規程に基づき、適切な対処を行う。

#### (2) 第三者委員

後藤 典郎 (天理小学校長) TEL 0743-63-8432  
山本 和幸 (天理市民生児童委員) TEL 0743-63-1515

- (3) 児童養護施設「天理養徳院」作成の「権利擁護の取り組み※別紙参照」に基づき、児童の権利擁護に努める。

### 9. その他機関との連携

中央こども家庭相談センター	奈良市紀寺町833	TEL 0742-26-3788
高田こども家庭相談センター	大和高田市大中17-6	TEL 0745-22-6079
天理市役所	天理市川原城町605	TEL 0743-63-1001
天理市保健センター	天理市川原城町605	TEL 0743-63-1001
天理警察署	天理市田部町22-4	TEL 0743-62-0110
天理よろづ相談所病院	天理市三島町200	TEL 0743-63-5611
高橋ファミリークリニック	天理市西井戸堂町439-5	TEL 0743-63-4488

○教育機関とは、児童の通う学校、幼稚園ごとに、適宜連携する。

### 10. 平成28年度の重点目標

- (1) 職員体制の変更及び措置委託の計画的実施  
新規で非常勤の補助員を採用し、養育の充実を目指すとともに、計画的に措置児童の委託を受け入れる。
- (2) キャンプの実行  
開設当初より検討していた、ホームとしてのキャンプを実行に移す。
- (3) 積立の実施  
ファミリーホームとしての積立実施を検討する。

以上